

女性に対する暴力
—その原因と結果—
報告書

ラディカ・クマラスワミ
国連人権委員会特別報告者

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。
(財)女性のためのアジア平和国民基金
1998 年 3 月発行

序論

1. 人権委員会第 52 会期は、1996 年 4 月 19 日、決議 1996/49 を採択し、女性への暴力、その原因と結果に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミ氏の仕事を歓迎するとともに、家族間の女性への暴力に関する分析 (E/CN.4/1996/53 及び付属資料 2) に対して敬意を表した。
2. すでに前回の報告で述べたように、本報告書はコミュニティにおける女性への暴力に焦点をあてている。(1) 特別報告者はさらに、女性と少女の人身売買と強制売春の問題に関してポーランドへの訪問調査を行った (1996 年 5 月 24 日 - 6 月 1 日) こと (E/CN.4/1996/47/Add.1)、ならびにブラジルを訪問して (1996 年 7 月 15 日 - 28 日) 家庭内暴力の問題について詳しく調べたこと (E/CN.4/1996/47/Add.2)、コミュニティにおけるレイプに関しては南アフリカで (1996 年 10 月 9 日 - 18 日) 調査したこと (E/CN.4/1996/47/Add.3) について、人権委員会の注意を喚起したい。本特別報告者は訪問期間中、各国政府が協力を惜しまず、それぞれの問題について本質的かつ包括的な報告書の人権委員会に提出できるようにされたことを、ここで改めて感謝するものである。
3. 本特別報告者は 1997 年から 98 年にかけて、国家による女性への暴力を調査するため西ヨーロッパと北米地域、ならびにアジア、中東地域を訪れる予定である。最後に、アフリカ地域で武装紛争下の女性への暴力を調査するため、一国を訪問することも計画している。
4. 同委員会にはまた、本報告書の補遺も提出されているが、そこでは女性への暴力の申し立てについて、本特別報告者と各国政府との通信の要約が含まれている。
5. 最後に、本特別報告者は人権委員会第 54 会期に、それまでに行ったすべての訪問調査の簡単な事後報告を提出する予定である。調査した問題についてそれぞれの国で特別報告者の勧告がどこまで実施されたか、ならびに新たな展開についての情報が含まれるはずである。加えて、さらに訪問調査が必要か否かについても結論がでるだろう。

II. コミュニティにおける暴力

6. 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言（総会決議 48/104）の第2条は以下のように述べている。「女性に対する暴力は次に掲げるものを含むが、これに限られないものとする。・・・強姦、性的虐待、教育施設及びその他の場所における性的嫌がらせ及び威嚇、女性の人身売買及び強制売春を含む一般社会においておこる肉体的、性的及び精神的暴力」

7. 大半の女性にとって、コミュニティは社会的スペースという楽しみ場を与えてくれる。自分たちの生活を条件づける社会的相互作用の性質や価値の種類がそこで決められるのである。コミュニティは家族の外にある社会的空間であるが、全面的に国家に支配されているわけではない。民間組織や仲介的な関係が活躍する場であり、それらが女性の日々の相互作用の一部としてその生活に影響を及ぼす。近隣の交際から民間企業、宗教グループ、労働組合、職業組合にいたるまで、コミュニティは現在市民社会と言われているものの基盤を提供するのである。永続しない概念ではあるが、コミュニティは世俗的であれ人種や宗教によるものであれ、女性が社会的アイデンティティを獲得する場でもある。

8. コミュニティはまた、女性のセクシュアリティを制限し規制する場でもある。女性や少女がセクシュアリティや性的行動を理由に自分のコミュニティによって暴力にさらされる例は少なくない。コミュニティの自己認識をつくる主要な要素は、すなわちコミュニティの境界を決めるものでもあるが、コミュニティの名誉を守ることである。コミュニティの住民もまたその外の人びとも、このような名誉をそこに住む女性の性的行動に属するものとして受け取ることが多い。それ故、コミュニティは女性の行動について「警察官」の役割を果たすのである。コミュニティの基準に合わない性的振る舞いをしたとされる女性は、罰せられるべきなのである。処罰にはコミュニティからの追放や、むち打ちや石打ちといった肉体的処罰、さらには死まで含まれる。多くの場合、コミュニティによって定義された女性のセクシュアリティに対する制限は、コミュニティの価値を反映する法律や政策を広めるという形で国家によって是認される。ほとんどのコミュニティで、女性に与えられた性的活動の選択肢は、同じコミュニティの男性との結婚に限られる。コミュニティに承認されない道を選ぶ女性は、結婚していない男性と性関係を持つにしろ、人種や宗教や階級を越えた性関係を持つにしろ、あるいは異性愛以外のセクシュアリティを生きるにせよ、暴力と屈辱的扱いにさらされることがしばしばある。一人で暮らしている独身女性、未亡人、離婚した女性は、コミュニティの中で暴力やレイプの的にされやすい。男性との結婚という「保護」を受けていない女性は、コミュニティの中で弱い立場におかれ、社会

慣行の片隅に追いやられたり、社会的排除や虐待の被害者にされることが多い。

9. 共同体の規範と管理によって結婚が取り決められ、セクシュアリティが厳しく管理されているところでは、女性のエンパワメントや経済的自立は社会的にほとんど認められない。生き方を選べないということは、収入を得るにせよ資源の配分にせよコミュニティの中で女性に与えられる選択肢がないことと密接に結びついている。承認された結婚という共同体の保護の下にない女性、訓練の機会や売れ口のある技能を持たない女性は、自分自身や扶養家族を養うために売春や搾取的労働に向かわざるをえない。自由貿易地区やその他の未熟練の労働集約分野など、自国や自分の属するコミュニティの外で経済力をつけようとする女性は、男性が性的に利用してもいい存在であり、したがって性的に相手を選ばないとみなされがちである。こうした地区の女性労働者は、出勤途中でも職場でも性的嫌がらせを日常的に受けている。家族やコミュニティの監視の目を逃れて生きて働こうとすれば、男性の暴力的な行動的にされるリスクがある。

10. 従って、女性の権利という点では、コミュニティは二面性をもった概念である。一方で、コミュニティはしばしば女性の権利を否定する場となる。人種や宗教に基づくコミュニティの厳しさであれ、結婚という社会的仕組みであれ、職場や教育制度における差別であれ、公の場での性的嫌がらせであれ、コミュニティは女性に対する残酷、暴力、差別の温床となる可能性がある。他方、コミュニティは保護を与える場となることも多く、特に国家からの救済を求める女性を守ってくれる。

11. コミュニティ組織は国家や市民社会のその他のグループによる女性への暴力や差別としばしば率先してたたかってきた。女性のための法的心理的カウンセリングを提供したり、裁判を受ける女性の擁護や弁護、女性被害者のためのシェルターその他の援助を与えたり、刑事裁判制度の中で疎外されないよう警察署や裁判所に同行したりする制度は、コミュニティから発展してきたものが多いのである。コミュニティが盾となり、危機にある暴力の被害者を支援することで、連帯を表し力を与えることが少なくない。

12. 従って、コミュニティはさまざまなビジョン、異なる慣行、多様な社会的態度の間の闘いの場である。女性問題に共感するグループが、意識を向上させ、関心ある人びとを動員して、女性に対し品格を落とす差別的な慣行や態度と対決し、暴露する場ともなる。どこの社会でも、こうした闘いは人権や女性のエンパワメントに関心のある個人やグループによって行われている。彼らは今なお緊張と対立のただ中にある分野で勇敢にサービスを

提供しているのである。国際社会は国際的人権法にあげられた価値や基準に肩入れすることで、彼らの活動を支援しなければならない。

II. 国際的基準

13. 本特別報告者は先に提出した報告書で、女性への暴力に関する国際的、地域的人権法の枠組みを詳細に論じ、女性への暴力の撤廃に関連する国際的責務と基準を明確化しようとした(E/CN.4/1995/42)。人権委員会第52会期に提出した報告書(E/CN.4/1996/53)では、これらの基準を家族内の女性への暴力と関連させて見直した。

14. 家族内の女性への暴力と同様、コミュニティにおける女性への暴力もまた国家以外の行為者、私人に対する国家の責任という重要な問題に焦点をあてる。過去においては、人権法が厳密に解釈され、国家が責任を負うのは国家自身ないし国家の要員による行為のみであって、個人的行為者による行為は刑法の問題であるとみなされていた。だが、近年になって、こうした考え方はもっと現実的な考え方に道を譲り、「国によるものと個人によるものとを問わず」女性に暴力をふるう者に対する予防と訴追と処罰が行われるよう国が相当の注意を払うことが期待されている。本特別報告者が先の報告書で述べたように、「社会における暴力に対して国の責任を問うようになったことは、ジェンダーに基づく暴力の根絶に絶对的に重要な役割を演じるものであり、おそらく人権問題における女性運動の最大の貢献と言ってよい」(E/CN.4/1995/42、第107項)

15. 女性への暴力撤廃宣言は法的拘束力はないとはいえ、暴力の撤廃に関して包括的な枠組みとなるものである。社会における女性への暴力に関して、国は女性に対する暴力を非難し、慣習や伝統、宗教を引き合いに出して責務を逃れることのないよう求められている。従って、この宣言はコミュニティによる、またその中での女性への暴力をなくし、また予防するために積極的役割を取るよう勧告している。宣言第4条は国に対し次のことを行うべきだとしている。「男女の社会的及び文化的行動様式を修正し、偏見、伝統的慣習及びいずれかの性の優越性または劣等生の概念及び男女の定型化された役割に基づくその他のあらゆる慣習を撤廃するため、特に教育の分野において、あらゆる適切な処置を取る」

16. この宣言と女性差別撤廃条約とは、暴力の被害者となった女性の救済における立法および法的制度の重要性に焦点をあてるだけでなく、こうした暴力の撤廃のためには非法律的メカニズムも含め、多面的な戦略の必要性を強調している。そのために宣言が求めているのは、警察官の訓練、裁判官の意識向上、教育カリキュラムの改革、データ収集と女性被害者への特別の援助などである。本特別報告者は、女性への暴力とたたかう長期的政策を成功させようとするなら、立法化や刑法制度を補完するものとしてこうした措置が重

要であることをここで繰り返したい。

III. レイプとセクシャルハラスメントを含む女性への暴力

17. 1991年7月、ケニアの寄宿学校で71人の十代の女子生徒が同級生の男子生徒にレイプされた。この攻撃とその後の大混乱の結果、19人の少女が死亡した。副校長のジョイス・キチラの対応が事件をいっそう悲惨なものにした。彼女は「男の子たちは決して女の子を傷づつけるつもりはなかったのです。ただレイプしたかっただけです」と語ったのである。

(2)

18. レイプとセクシュアル・ハラスメントを含む性的暴力として表れる女性への暴力は、国境や文化の違いを越えて普遍的に行使されており、あらゆる国、あらゆる文化で女性をおとしめ、脅威を与える武器として使われている。あらゆる形の女性に対する性的暴力は、暴力と恐怖と脅しを使って女性を性的に支配することで、女性を服従させる方法として役立っているのである。

19. 「レイプは女性の身体の最も私的で親密な部分への侵入であると同時に、女性自身の中心部に対する暴行である」(3) パワーと怒りとセックスが破壊的に結びついたものであり、女性への性的暴力をあおる。レイプの被害を受けて生き延びた女性たちの多くは、レイプされたことで自分が消滅した感じがしたと報告しているが、これは女性自身への直接的攻撃というレイプそのものの性質からきている。有罪判決を受け投獄されたレイプ犯を対象にした調査によると、レイプは復讐とか処罰の方法として使われることがもっとも多く、加害者はレイプしたことで満足感と自尊心の高揚を得たと表明している。

20. 戦争や拷問といったつらい出来事に耐えた人びとと同じように、レイプ被害者も外傷性ストレス症候群に苦しむことが多い。レイプ外傷症候群とよばれるこの症状はたいいてい、極端な脅しや恐怖、無力状態にさらされた個人に起こる。レイプ外傷症候群に苦しむ女性は、フラッシュバックや夢やからだの記憶によってレイプを繰り返し経験するのである。

(4)

21. レイプやセクシャルハラスメントを含む性暴力は、社会のさまざまなレベルや特定の背景で起こる。どの形態も女性への性暴力の表われとしてつながっているとはいえ、それぞれを明確にした上で適切な治療を行う必要がある。インドの女性への抑圧に反対するフォーラムは9種類のレイプを列挙している。(1)共同体におけるレイプ、(2)集団レイプ、(3)政治的レイプ、(4)未成年者に対するレイプ、(5)夫婦間のレイプ、(6)軍隊ないし警察によ

るレイプ（戦争ないし「平和維持」状況下でのレイプ）、(7)施設でのレイプ（病院、少年院、刑務所）、(8)経済的に従属している状況下でのレイプ、(9)政治組織内部のレイプ。

22. ケニアの法務長官は最近、「今日の性犯罪の中でもっとも目に付く悪名高い犯罪はレイプである」と認めた。(5) だが、個々にはこうした証拠があるにも関わらず、世界中のレイプ事件に関する信頼に足る統計は入手し難い。被害者の届け出をもとにした政府の公式統計は現実を反映するものといえない。司法警察制度の中で再びレイプされるのではないかという恐怖や、信じてもらえないという不安、被害者が自分を責める、自分のレイプ被害を法律が禁じるレイプと同じと見られないなどが、この犯罪の届け出が行われない理由として挙げられる。

23. 他の形態の女性への暴力の場合もそうだが、レイプについての統計的データがないのは、従来こうした暴力は「個人的なもの」と分類されているところから来ており、被害者が国の機関に補償を求めようとしても、女性の訴えを積極的に取り上げようとする意志に欠けている結果でもある。不十分な統計しかないことを認めた上で、既存の統計を元に性暴力の広がりを示す数字をあげてみよう。

- (a) カナダにある 95 の大学の 1835 人の女性を対象にした調査では、女性の 23.3%がレイプないしレイプ未遂の被害を受けていたことが判明した。(6)
- (b) ジャカルタの市警察の記録によれば、女性への性暴力事件は 1992 年が 2300 件、1993 年が 3200 件、1994 年は前期だけで 3000 件発生している。(7)
- (c) ソウルで 2270 人の女性を対象に行った調査では、ほぼ 22%の女性がレイプ未遂ないしレイプの被害をこうむっていた。(8)
- (d) ロシア連邦の社会保護省によれば、1993 年にロシア国内で報告された女性への犯罪事件は 33 万 1815 件で、そのうちの 1 万 4000 件がレイプであった。(9)
- (9) 女性被害者の問題と取り組むロシアの NGO 団体は、実数はこれよりはるかに多いと考えている。
- (e) 英国の大学や専門学校で学ぶ 1476 人の女性を対象にしたサンプル調査では、性暴力の被害を受けた女性は 19.4%に上った。(10)
- (f) アメリカの人口で成人前の十代は 10%以下しか占めていないが、報告されたレイプ事件の被害者全員のうち 20 から 50%がこの層であると推定される。(11)
- (g) アメリカ国内の大学生 6000 人を対象にした調査では、6 人にひとりが前年

にレイプないしレイプ未遂の被害にあっていた。同じサンプル調査で、男子学生の 15 人にひとりがその年、レイプをやった、あるいは試みたと応えている。(12)

A. 刑事司法制度

24. レイプの被害者が公式の国の法的仕組みにはいる最初の入口はたいてい、警察署である。だが、多くの国の警察文化は、女性全般に対する差別的態度、特に暴力の被害を受けた女性への差別がきわだった特徴となっている。インドの非政府組織は警察への届け出の中でどのような差別的な態度に直面するかを記録した。(13) 届け出をした被害者の一人は、警察官に「「レイプ」という言葉の意味」が分かっているのかと聞かれた。警察官から「お前のような女がレイプされるはずがない。自分はいい思いをしなかったなどと言うなよ」と言われた例もある。

25. こうした差別的ふるまいは当然、女性の警察に対する認識にも影響する。女性が一般的に抱いている警察不信に加えて、警察の職権濫用や暴力の被害に合った女性に対する虐待が広く報じられているため、女性はいつそう国の仕組みを利用しにくくなっている。犯罪を届け出た時点での警察署がどういう雰囲気かで、女性がそれでも訴えようとするかどうか左右される。レイプ被害者に対しては起こったことを包み隠さず話せるようプライバシーを保証すべきであるし、警察官は女性被害者に共感をもって接し、自信を持たせ、必要な場合は関連情報を提供できるよう、訓練を受けるべきである。だが、女性への暴力に関して法執行面での特別の訓練を開発した国はごくわずかである。警察を変えるという提案に応えるべく階級的な法執行機関内部の態度を改める必要があり、これはレイプその他の女性への暴力の防止と訴追に対する国の責任のきわめて重要な要素である。

26. 病院であれ警察署であれ女性の被害者のための「立ち寄りセンター」を作るという戦略は、この問題と取り組む上でもまた病院での再度の被害を避けるためにも非常に有効な方法と思われる。ブラジルをはじめ、主として家庭内暴力とレイプに対処するため、女性のための特別警察や警察署内に女性デスクを設置している国もある。
(E/CN.4/1997/47/Add.2)。この点で警察と医療専門家との密接かつ有効な協力が不可欠である。

27. レイプ被害者が病院の法医学部で医学的検査を受けなければならない場合は、医療専門家の振る舞いもまた、被害者が続いて告発するかどうかを決める要因になることを認識する必要がある。従って、医療関係者の意識向上を重視する必要がある。オーストラリア、ブラジル、カナダなどの諸国では、手続きの基準を決めて迅速化するために特別の法医学検査キットを用意している。しかし、インドをふくめ他の国々には、検査を行う医師が女性の膣に指が何本入るかによって被害者が処女かどうかを決めることもある。本特別報告者は、レイプ被害者にとって、証拠収集だけでなく、性行為感染症にかかったり妊娠したりする危険があるところから、ただちに医学的な注意を払うことが不可欠だと考える。

28. レイプの届け出の率がきわめて低い理由のひとつに、事件が裁判に持ち込まれても、筋の通らない証拠だての要求という形での組織的な妨害や差別に直面したり、被害者の確証のない証言が却下されたり、被害者の過去をほじくり出すとか被害者が抵抗したかどうかを重視するといったことがある。あからさまに暴力がふるわれたかどうかを重視し、純潔の証明を要求することもある。実際、たいていのレイプ裁判では裁かれるのは加害者ではなくむしろ被害者であって、隠された動機があると非難されたり、ポルノ的ふくみのある品位を汚す質問にさらされるのである。検察官は被害者のニーズに適切に応えられず、ほとんどの場合、情報は意図的にせよそうでないにせよ、被害者には伝えられない。

29. レイプ事件で有罪となった場合でも、実際の判決は望ましいものとはほど遠い。例えば、ポーランドの法律ではレイプに対し禁固 1 年から 10 年の刑を課しているが、実際にはレイプで有罪となった加害者のうち、50%以上は禁固 1 年から 2 年、30%が 2 年から 5 年の刑であり、5 年以上の刑を宣告されたのはわずか 21%しかない。すべての判決のうちの 30%が執行猶予つきである。さらに、ポーランドの法律ではレイプを個人の自由に対する犯罪としているが、警察も裁判所も概して被害者に責任をかぶせてこの犯罪の重要性を軽視している。裁判所のこうした差別的態度のために、ポーランド最高裁判所は 1979 年、下級裁判所に対して法律条文を適用するよう通達を出さざるをえなかった。他の諸国でも、寛大な判決を下してレイプに関する法律の施行を妨げているところが少なくない。

30. レイプを分類してそれぞれに最低限の刑を定めている国もある。スリランカの刑法の 1995 年 11 月修正条項によれば、レイプの有罪判決は最低 7 年と定めているが、保護下でのレイプ、集団レイプ、妊婦に対するレイプなどの特にひどい事件では刑期を最低 10 年としている。

31. 被害者がレイプ裁判で受ける精神的苦痛は、起訴にもちこんだだけでは終わらないこともある。上訴のプロセスは何年も続くだろうし、治癒にも時間がかかる上に差し迫った事態に直面するからである。すでに指摘されているように、上級裁判所への上訴は賭けに等しい。「振り子は極端から極端に揺れ動く。同じ事実の詮索でも、裁判所は被告を無罪にし、上級裁判所で有罪となっても、最高裁で再び無罪になることもある」(14)

32. レイプ被害者の救済の道は刑法による訴追だけが唯一ではない。民法による裁判でも救済の道となる可能性がある。どこの国でも一般的な不法行為に関する法律は、暴行や殴打、意図的に感情を傷つけるといった意図的不法行為に対して、個人の損害賠償請求権を認めている。民法で訴える利点は、立証の基準が低いことにある。原告は確率のバランスに立って、当然の疑いを超えないところで罪を証明すればそれでいいので、同意とか暴力、抵抗といった問題はさほど障害にならない。これに加えて、出訴期限法の枠内で、提訴するかどうか、どの時点で提訴するかは専ら被害者の側で決められるので、被害者が力を持つことができる。

33. 人種や民族、階級、身体障害といった問題は、しばしばレイプと性暴力に対する国の対応に関する制度上の失敗をさらに大きくすることが多い。アメリカ合衆国では「レイプは言うことをきかない黒人女性を押さえつけるために奴隷商人が用いたごくふつうの拷問手段であった」し、奴隷制の時代に黒人女性をレイプした白人男性が罪を免れたことが、「黒人女性に対する一貫した地位の格下げを助長した」とされている。(15) こうした格下げや差別は、刑事裁判で黒人女性に対する性暴力の訴追や刑の宣告が割り引かれることにはっきり表れている。こうは制度化された人種差別の結果もたらされた格差であり、黒人女性は性的に利用できるとか法の保護を受けるに値しないというステレオタイプのイメージを作りだし強化するものである。世界中の少数集団の女性、貧困下にある女性、社会的階級が低い女性たちからも同様の経験が伝えられている。彼女たちは国やコミュニティの保護に「値しない」というレッテルを貼られているのである。

B. 法的枠組み

34. 従来、レイプは法的には道德に対する犯罪と定義されてきた。現在、レイプ法を人ないし身体に対する犯罪とする定義に変えつつある国が多いとはいえ、南米地域のようにレイプと道德との法的つながりが残されている場合がしばしばある。逆に、ニカラグアでは伝統的な南米の刑法の下でもっとも進歩的なレイプ法を制定しており、レイプは人に対す

る犯罪に分類されている。道徳との結びつきから離れつつあることに加えて、法的な重点はこの犯罪を従来の女性対男性からジェンダーにとらわれない定義に移行しつつある。

35. ほとんどの国でレイプの法的定義は同意なしの、あるいは強制的な膣への挿入に限られており、被害者の体験や性暴力よりもむしろ異性間のセックスでどこまで許容できるかについての男性の視点に重点がおかれている。「男性だけでなく被害者である女性の行動も男性の基準を使って裁かれる」のである。(16) 単にペニスの挿入だけでなくモノを膣や肛門に入れる行為まで広くふくめている場合もある。

36. 承諾のあるなしがレイプと性交を法的に区別すると定義されている。しかしながら、裁判ではしばしば、承諾をめぐる論議が意志があったかどうか、本当にレイプがあったかどうかの議論に終わりがちである。身体的な損傷がなければ被告をレイプ罪で有罪にするのを避けたがる裁判所が多い。承諾がレイプ犯罪の定義として不可欠だとすれば、検察側は確かに承諾はなかったと立証する責任を負わなければならない。だが、レイプ定義とは別に承諾が肯定的な弁護として提供されるのであれば、承諾の有無の立証責任は被告側に移るのである。1983年、インドは刑法改正を行い、保護監督下のレイプの場合、承諾がなかったことの立証は被告の責任とした。しかし、このような方向はこの問題の主流とはなっていない。

37. 承諾年齢によって制定されている法定レイプは、法的に承諾年齢に達していない場合に国が定める法的メカニズムである。早婚が認められている国の多くでは、承諾年齢は非常に低く、子どもの権利を守る国際人権文書に違反している。法律によって確実に子どもを虐待から守るには、法定レイプの年齢を18歳以下に定める必要がある。だが、社会によっては十代の若者の性的活動が増加しているところから、これは難しいかもしれない。従って、法定レイプの制定に欠けているのは、力関係という面からの捉え方だろう。「法律はジェンダーと年齢の組み合わせに基づきもっとも程度の重い事例をとって、正式にすべてのセックスをレイプとして禁止し、無力であることを基盤に承諾のあるなしは問わない」とする議論がある。(17) 法定レイプの場合は、加害者も未成年かあるいは成人かを定めることが、この問題に関して一歩踏み出す道だと思われる。

38. 国によっては法改正にあたって、ハラスメントから集団レイプにいたるまでの性暴力、性犯罪ないし性的不法行為を段階にわたるシステムの採用を試みている。性暴力行為はすべてひとつの法的傘の下にくられる。レイプということばは使われず、性暴力といった

さほど感情的でない表現が好まれる。だが、これも実質的に暴力の行使によって犯罪の重さが決まることを意味する。しかしながら、段階に分けることで身体的暴力として表れない性暴力の重さを弱める可能性がある。そのため「・・・殴られるなどの暴行を受けた被害者はこうした行為よりも性交行為のほうを一次的損傷と考える。殴られたり打撲傷を与えられたことで刑事裁判にもちこめる一方、レイプそのものは中心にすえる価値がないと思う被害者もいる。従って、性的侵害を犠牲にして犯罪の暴力的な面だけを強調する法律は、多くの被害者の認識と反するように思われる」(18)

39. 法律が被害者の証言による裏付けを義務づけている国が少なくない。しかし、これは1980年以降、特に英国連邦ではこの法律はさまざまな挑戦を受けてきた。インドの裁判制度では特別の状況下のレイプに関しては一般的に証人の助けを必要としないが、特に被害者が処女ではないとか未婚者の場合は、判事は今でも身体的損傷とか破れた衣服、精液といった被害者の話を裏付ける状況証拠を要求する。女性の声が高まった結果、こうした慣行はすでに減りつつある。

40. 法律や証拠に関する規則の中には、被害者の過去の性活動を証拠にすることを認め、処女性の問題を法的関連性のある問題とし、反対尋問で被害者の過去を問いただして屈辱を与える一方、被告の過去の性暴力を証拠とすることには制限を設けているものもある。多くの社会で処女性とレイプ訴追との結びつきが重視されている。レイプの決め手となる医学的検査も、被害者が処女だったか過去に性的経験があったかどうかを確かめることを義務づけている場合が非常に多い。このように処女とレイプの起訴を結びつけると、一定のカテゴリーに入る女性、例えば売春婦はレイプを構成する範囲の外にいる「レイプの対象にならない」存在とみなされる。しかし、多くの裁判所は女性組織のロビー活動によってこうした条項を改正した。

41. レイプによる妊娠は、人工中絶が禁止されている国では特別の問題を招いている。人口中絶を禁止したり、中絶規制をレイプの場合まで含めている法律は、女性一般、特にレイプ被害者に対する差別であり、国は強制的妊娠によってレイプ被害の損傷をつくっているのである。国には女性の生殖に関する健康とその権利を守る責任があるのであって、人口中絶を非合法化することで女性が持つべき自分の身体と妊娠・出産に関する自己決定権を操作するのはこの責務に反するものである。

42. レイプと性暴力に関する国内法の違いを明かにするために、本特別報告者のところに届いたいくつかの国内法の例を以下に列挙する。

- (a) ガーナの法律ではレイプは第一級の重罪とみなされ、3年以上の禁固刑のほか最高 50 万セディス（500 ドル以下）の罰金が課せられる。罰金が支払われない場合は禁固刑がさらに延長される。
- (b) インド刑法によれば、レイプは男性が女性に対して犯すジェンダー犯罪として裁かれ、保釈は認められず、最低 7 年の刑に処せられる。警察は容疑者を令状なしで捜査、逮捕する権限を持つが、保釈を与える権限はない。刑法には性暴力に関する条項が別個に定められ、「男性がペニスを被害者（男性であれ女性であれ）の口ないし肛門に挿入する不自然なセックス」を禁止している。（377 項）。また、「女性の慎み深さを侮辱するような言葉を吐いたり身ぶりをすること」も禁じている。禁固刑に加えて、判事の裁量で有罪判決を受けたレイプ犯に罰金刑が課される場合もある。最近の事例では、罰金として取り立てられた金を国庫に収める代わりに被害者に与えるようになった。
- (c) 日本では性的暴行とレイプに関して一見妥当な法律が制定されているが、裁判の場では法律の力は非常に弱められている。刑法第 176 条と 177 条では性的暴行とレイプは「暴力を行使し、脅迫すること、ないしその両方」と定義されている。暴力と脅迫の程度を決めるために、裁判では被害者の恐怖感よりもどの程度抵抗したかが重視される。加えて、1959 年の山口地裁の判例では、一定程度の暴力の下で通常の性交が行われたとしており、レイプの実証はいっそう難しくなっている。1959 年の判例に沿って、1978 年には広島地裁がレイプの主張を「通常の性交」の範囲を超える暴力が行使された証拠はなにもないとして却下した。さらに、民法では妻がレイプされた夫にレイプ犯から損害補償を取る権利を認めており、女性の身体は夫の財産だとする伝統的認識が成文化されている。
- (d) ネパールの法律では、レイプ犯罪は「16 歳以上のメードや未亡人および既婚女性」に対して行われた場合のみをいう。
- (e) ロシアの刑法第 117 条は「通常のレイプ」を「暴力や脅迫を使って、あるいは被害者の無力な状態を利用して行われる性交」と定義している。「加重レイプ」は「殺人ないし重傷の脅しを伴うレイプ、ないしレイプの前科がある人間によって行われるレイプ」である。また「集団レイプやとくに危険な常

習犯によるレイプ、非常に重大な結果を招くレイプ、未成年者に対するレイプ」は「特別の加重レイプ」と定義されている。

(f) ウガンダの刑法は、「レイプ、18 歳以下の少女陵辱、囚人との違法性交」を死刑に処すとしている。

43. 次の報告書では、本特別報告者は保護・監察下の暴力に関して別個の定義と対処法が必要であることを論じる予定である。そこでは女性への暴力を招く国の役人による犯罪行為を防ぐために、判決を下す構造が反映されなければならない。

C. セクシャルハラスメント

44. キャサリン・クラクストンは 1974 年 2 月 4 日国連に入り、同年 10 月 1 日に常任職員となった。クラクストンさんと国連上級担当官のゴメス氏とは互いにファーストネームで呼び合う同僚となった。1988 年 3 月 2 日、クラクストンさんが公式の問題を話し合うためゴメス氏のオフィスを訪れた。いくつか意見をもらった後、クラクストンさんは部屋を出ようとした。1994 年 1 月 21 日付けで判事のメラ・キャロルが事務総長あてに提出した報告書によれば、その時、「（ゴメス氏は）彼女の肩と上腕をつかみ、無理矢理自分の舌を彼女の口に押し込んだ。右手で彼女の臀部にあてて自分の方へ引き寄せ、彼女の胸にさわった。この段階で彼女はようやく身をふりほどいた」。判事は自分の意見としてこう述べている。「すべてをかんがみて、1988 年 3 月 2 日にゴメス氏がクラクストンさんにハラスメントを働いたという明確かつ納得できる証拠があると私は満足している」。判事はさらに「これはセクシャルハラスメントである」とつけ加えた。この裁定にはさらにゴメス氏が彼女の仕事の等級変更を拒否することでクラクストンさんのキャリアに影響を及ぼそうとした可能性もあるとしている。ゴメス氏は 1994 年 2 月 15 日、正式に辞職した。

45. 数週間後、ゴメス氏が国連開発計画に再雇用されたことが判明した。外交特権を与えられ、従って米国の裁判を受けずにすむ地位である（クラクストンさんの弁護団はすでにニューヨーク高裁に提訴していた）。判事の報告書にも関わらず、国連は組織としていかなる損害も払う必要がないと主張した。(19)

46. 本特別報告者が受け取ったいくつかの事例では、国連にはセクシャルハラスメントの問題に対する一定の鈍感さが見られる。暴力の被害者となった女性に対する救済のメカニズムを確立することは、すべての職場、教育施設で絶対に必要である。「クラクストン事

件」はセクシャルハラスメントがどのような職場環境でも起こり得るし、すべての団体・組織はこうした出来事に対応する規則や規制をつくる必要性を明確に示している。国連も例外ではない。

47. セクシャルハラスメントは女性に対する性暴力の延長上にあるものとして理解されねばならない。女性の心身に対する個人的攻撃であり、恐怖を与え、自分の身体や教育、移動の自由に対する女性の権利を侵害する。支配し威嚇するための有力なメカニズムとして利用され、これを通して女性の従属的な地位が維持されるのである。セクシャルハラスメントは街頭や職場や教育施設や公共交通機関で頻繁に起こる。だが、特に有害なのは職場や教育機関でのセクシャルハラスメントである。セクハラは女性の経済的自立を攻撃し、女性を強制的に職場や学校から追い出すことで女性の経済的能力を台無しにする。セクハラで職場を去る女性は男性の9倍も多いのである。

48. セクシャルハラスメントを犯罪として成文化していない国も少なくない。だが、最近では政府の側にセクシャルハラスメントを減らすための法律を公布する傾向が強まりつつある。これは刑法で定める犯罪の中にセクシャルハラスメントを加えることでも可能であるし、あるいは特に教育施設や職場の場合は、セクシャルハラスメントを性の平等を定めた憲法や法律条項に対する違反として、女性の平等の侵害とみなすこともできる。

49. セクシャルハラスメントを犯罪とした初期の法律は、女性の「憤り深さに対する暴行」という概念を中心にしており、性暴力を女性の性道德というわかりにくい観点と結びつけていた。しかし、新しい法律はたいてい、犯罪に値する暴力、言葉ないし行動によって、性的迷惑や嫌がらせを行う人間は、セクシャルハラスメント罪で有罪になるとしている。「歓迎されざる性的接近」という言葉が使われる場合もある。この犯罪に対する罰則はさまざまで、最低の刑も定められていない場合から5年近い禁固刑を定めた法律もある。被害者に対する補償はたいてい判事の裁量に任されている。

50. すでに述べたように、犯罪で起訴することに加えて、憲法や法律の平等条項もセクハラとたたかうために活用できる。例えば、アメリカ合衆国ではセクシャルハラスメントは職場のハラスメントという点で法的に明確にされている。雇用機会均等委員会はセクシャルハラスメントを以下のように定義づけている。「上司や同僚からの繰り返される要求や継続する振る舞いで、雇用面での差別的状況を増したり、男女にとって有害な職場環境をつくりだすもの」(20) アメリカ民法の第VII章によるセクシャルハラスメントの定義は

以下の通りである。「嫌がられる性的接近、性的行為の要求、その他の性的性格をもつ言葉や身体的行為が以下の状況をもたらす場合。(1)そうした行為に従うことによって、あからさまで暗黙にであれ個人の雇用の条件が決まる場合。(2)そうした行為に個人が従うか拒絶するかがその個人の雇用の決定を左右する場合。(3)そうした行為が個人の仕事の成績に大きく響いたり、威圧的で敵対的ないし攻撃的な職場環境をつくりだす場合」(21)

51. 上記の定義は二つのタイプのセクシャルハラスメントを識別している。ひとつは報酬を盾にしたセクハラで、性的接近に被雇用者がどのように対応するかで雇用、終了、昇進、給料などが決められる場合。このタイプのセクハラは、被害者の雇用上の地位に加害者側が一定の影響力をもっている場合の力の力学で決まる。二つめは「敵対的な職場環境」をつくりだすセクハラだが、その中には以下の行為が含まれる。(1)性的活動を話題にする、(2)不必要に人にさわる、(3)品位を汚したり不適切な言葉を使う(例えば「ベイビー」など)、(4)品の悪い身ぶりをする、(5)同意の上の性的行為に参加する相手を仕事上有利に扱う、(6)粗野なことば、攻撃的なことばを使う」(22) オーストラリアを初め国によっては、職場でポルノを見せることも敵対的職場環境を助長するものと見なす国もある。

52. 欧州連合は最近、職場でのセクシャルハラスメントに関する行動基準を設けたが、そこでは「職場の男女の尊厳に影響を及ぼす性的な性格の嫌がられる行為、セックスに基づくその他の行為」をセクハラと定義している。(23) だが、この基準は拘束力もないし強制執行もできない。さらに、この基準ではポルノもセクハラの中に加えている。

53. ロシアの刑法はセクシャルハラスメントを禁止しているが、求人広告はいまだに女性の被雇用者に「抑制のないこと」を求めている。これにもかかわらず、ロシアで提訴されるセクハラ事件は年にわずか20件にすぎない。(24) オーストラリアでは、連邦反性差別法(1984)によって以下のようなセクシャルハラスメントが違法とされている。(a)雇用、(b)教育、(c)モノやサービスの提供、(d)便宜、土地取り引き、クラブ入会などの提供、(e)連邦行政。フィリピンの場合は職場、学校、研修センターでのセクシャルハラスメントを犯罪とする法律が制定されている。だが、労働雇用省は労働基準を強制施行できず、あからさまに差別的な求人広告、雇用慣行、賃金の不平等などがまかり通っていると伝えられる。イギリスの反性差別法(1975)によって、裁判所はセクシャルハラスメントを差別として結論づけることを迫られた。(18)

54. セクシャルハラスメントを特定した法律がない場合でも、一般的な不法行為の法律を活用できる。1993年、タスマニアの女性は暴行に関する一般的法律に沿って雇用主をセクハラで提訴することに成功した。タスマニアではセクハラに関しては特に法的に定められていないからである。

55. 職場のセクハラに関してガイドラインや手引き書と作成している政府機関、NGO、労働組合は多い。その中でもっとも成功したのはオーストラリアの人権・機会均等委員会が1991年に展開したキャンペーン「SHOUT」である。ここでは女性のセクハラ被害者を助けるための無料電話相談の番号がポスターやメディアを通じて伝えられた。

56. セクシャルハラスメントを禁止するだけでは被害者を助けることにならない。公共と民間を問わず、また教育機関と産業部門を問わず、どここの組織でもセクハラに対して十分な救済が行えるような内規を作成すべきである。この点でカナダの連邦労働規約は一つの手本になる。ここでは雇用主にセクハラ対策を明確にすることを義務づけ、そこでセクハラを非難し、逸脱した者は懲罰の対象になることを示し、嫌がらせがあった時の対処法を提供し、被雇用者にその権利を伝えることが求められている。

57. 民間企業の場合は、マイナスの評判を避けることが最優先されるため、被害者のニーズには概して応えてこなかった。中には従業員の苦情に取り組む非公式の制度を確立している企業もある。だが、内部の制度は、実際に施行されたり強制されていないとしても、侵害を私物化して被害者の請求権を妨げるのに一役買う。こうした制度は往々にして被害者のニーズを取り上げて加害者の責任を問うよりもむしろ、仲裁によって問題の解決をはかるように作られている。こうしたやり方は加害者に対する追求を続けるべきかどうかを決める被害者に圧力をかける。届け出をしたくても会社からほとんどあるいはまったく支援が受けられなければ、被害者は職場での地位を考えて沈黙を選ぶだろう。この点に関して、適切な予防措置を取らなかった雇用者に対して、性差別の責任を取らせる裁判所もある。

58. セクシャルハラスメントは私的領域の中に隠されることが多い。届け出た被害者の多くは、さらなるハラスメントを受けたり笑い者にされたり、仕事を失ったり学校から追われるなど重大な結果にさらされる。ロシアの女性の人権を扱う弁護士のひとり、職場でのセクシャルハラスメントは問題ではない、なぜなら女性は「お世辞が好き」だと主張している。(25) アメリカと香港で行われた調査によると、セクシャルハラスメントを根

抛のある苦情とみなしたいと思う男性は、女性よりもはるかに少ない。

59. 最近の目立った事件によって、メディアがセクシャルハラスメントを大きく取り上げるようになり、被害者が孤立感を棄てて届け出る例が増えている。例えば、アニタ・ヒルが最高裁判事に任命されたクラレンス・トマスからセクハラを受けたと主張し、メディアがこの問題を大きく取り上げた結果、アメリカの雇用機会均等委員会への苦情申し立ては二倍以上増えた。インドでセクハラを犯罪とすることに関して有名になったのは、元警察庁長官の K.P.S.ギル氏が「慎み深さに対する暴行」を定めた旧法の下でセクシャルハラスメントの有罪判決を受けた事件である。インドの警察でもっとも尊敬を集めていた一人であるギル氏は、現代ならセクハラと定義される罪で禁固刑を言いわたされた。

60. セクシャルハラスメントと重い心身上の問題、健康障害との関係も明確にされている。節食障害、抑鬱、不安、吐き気、頭痛、不眠、アルコール依存、ニコチンやドラッグ、腹痛や体重減などは多くの被害者に生じる心身上の問題である。アメリカの能力主義制保護委員会によると、セクシャルハラスメントが連邦政府にもたらすコストは 2 年間で 2 億 6700 万ドル以上にのぼると推定される。この数字には生産性の低下、病欠、被雇用者の入れ替えなどが反映されている。

61. セクシャルハラスメントの統計は、実際の広がりを反映していないとはいえ、非常に意味深いものである。1991 年の日本のセクシャルハラスメント調査によると、回答者 4022 人のうちの 70% がハラスメントを受けた経験があったほか、東京都労働経済局によると、1992 年にはほぼ 400 人の女性が職場でのセクハラに関して正式に苦情申し立てを行った。だが、同局の担当者によれば、この数字は非常に控えめで、セクハラを受けながら届け出していない女性はこの 10 倍におよぶと言う。(26) 日本で政府が行った調査では、20 代の女性の 7 人にひとりが性的嫌がらせを受けていたことが判明した。(27)

D. レイプおよびセクシャルハラスメントを含む性暴力とたたかう国の戦略

62. 多くの国の政府は、レイプと性暴力の被害者への対応に見られたジェンダー一面での偏見を取り除く必要を認識してそのための措置を取り始めている。だが、そのために作り出された特別の女性の警察デスクや警察署といった制度や組織は、国の仕組みの中では片隅に追いやられ、予算も人員も不足しており、司法警察の機構の中で低い地位に置かれていると伝えられる。それにもかかわらず、暴力の被害を受けた女性の救済に関して意識を

高め、手続きを確立するキャンペーンでは重要な役割を担っている。

63. インドやアメリカなどの国では、女性への暴力という現実に関して警察官の意識を高め、被害者のニーズについて教育する努力の一環として、研修セミナーが行われている。警官の研修用としてコモンウェルス事務局のような国際組織が作成したマニュアルを、広範囲に配布すべきである。コスタリカでは、裁判官を招いたセミナーや対話も大きな成功を収めている。

64. 英国や南アフリカといった国々では、レイプ被害者のニーズに応えるために警察署を友好的な雰囲気にしたり自信を持たせるように変えている。カナダは証拠の収集や保存に気を配ることを目的に、法的手続きや医療検査、被害者サービスや裁判についての情報を網羅した性的暴行の検査キットを開発した。このキットには警察官や検査に当たる医師のための指示や、身体的証拠の受け皿についても書かれている。キットに盛り込まれた情報、資料はすべてこの国の公式言語である英語とフランス語で書かれている。

65. アメリカの場合は、カリフォルニア州のサンタモニカ病院メディカルセンターに州が支援する非利益団体レイプ治療センター（RTC）が包括的なレイプ危機ユニットを提供している。被害者に対するさまざまなサービスの一端をあげてみよう。(a)24 時間緊急医療ケア、(b)証拠収集、(c)危機への介入、(d)アドボカシー（被害者の権利擁護）、(e)裁判所への付き添い、(f)法的援助、(g)精神療法サービス。RCT では個人、家族、グループによる治療法を使って被害を生き延びた女性のために働いている。さらに、学校での予防プログラム、ビジネスや地域組織のための社会人教育や被害者援助プログラム、警察官や検察官、医療関係者の研修、メディアや政府機関との協議などの幅広い活動も行っている。

66. マレーシアではいくつかの病院内に特別の検査設備を完備した「ワンストップ」レイプ危機センターが設置された。ここで働く医師はレイプ関連の証拠収集にあたるにふさわしい訓練を受けている。その後で警察は事件の記録のために呼ばれ、女性組織のボランティアが被害者を助けるために同席を求められる。病院内に「ワンストップ」センターを設置するという考えは、レイプ裁判の準備となる手続きや捜査の合理化に役立っている。

67. 刑事司法制度に対する国民の信頼を増すために、不都合な行いがいいことを法律に盛り込もうとしている国もある。ニュージーランドの犯罪被害者法(1987)では、検察官、裁判当局者、弁護士その他被害者と共に働く関係者が被害者を丁重に共感をもって扱い、

被害者の尊厳とプライバシーを尊重するよう定めている。さらに、被害者にはどのようなサービスと救済の道があるか、どのような手続き意を行うかすべて知らせなければならない。被告について、保釈について不安がある場合は適切な機関にその旨伝えられなければならない。レイプ裁判や被害者の証言の場に出席できる人数を制限する法律を制定した国もある。被害者の実名を明らかにすることを制限する法律も、被害者保護のメカニズムである。

68. さらに、レイプ被害者を伝統的に差別的で虐待的な反対尋問から守るメカニズムとして制定された法律もある。こうした法律はアメリカで広く制定されており、被害者が過去において被告以外の相手ともった性行為に関する証拠の採用を制限している。だが、このような秘匿法が実際にレイプ女性の被害者に与える保護の範囲はさまざまである。

69. 被害者が法的手段に訴える道が閉ざされている場合が非常に多いことから、政府や NGO 団体の中には訴訟の期間中、被害者を助ける法的人権擁護計画を開発したところもある。独立の組織であれ政府とつながっている場合であれ、レイプ危機センターはしばしば無料で法律援助を提供する一方、警察や裁判所にも被害者に付き添っていくことも多い。さらに、国の司法オフィス内に特別の性犯罪ユニットを設置して、被害者支援に当たっている国もある。こうした法的サービスはすべて、いくつかの専門分野を結集した総合的な被害者支援計画の一環となることもある。

70. 犯罪司法制度の改革や法律改正、女性被害者の支援計画に加えて、政府や NGO はともに、女性への暴力犯罪に対する意識を高め、被害者となる可能性がある女性たちに情報を提供するキャンペーンを持続的に展開している。

IV. 女性の人身売買と強制売春

71. 世界中で毎年、数千人の女性が人身売買されている。彼女たちはだまされ、強制され、誘拐され、多くの場合、売春婦や家事労働者、搾取工場の労働者ないし妻として奴隷のような状況下で生活し働くことを強いられている。女性労働と女性の身体の搾取はすでに女性の人身売買という国際的産業を産み出しているのである。人身売買にいたる理由はさまざまだが、国内や国外への女性の移動はたいへい、女性の交渉力が弱く搾取にさらされやすい結果である。

72. 今日、女性は主として南から北へ売買されているが、同時に南から南への売買も増加しつつある。構造調整計画によって国家経済が破綻した諸国、森林伐採のため村が破壊され、家族が都市部に行かざるを得なくなった国々に、貧困の女性化が非常に目立つ国々から、国民総生産(GNP)や平均的市民の生活水準が高い国に売買されるわけである。結果的に、貧困、人種差別、性差別が女性の人身売買をさらにあおる。

73. 今世紀初めから人身売買は国際的問題となってきたとはいえ、隆盛をきわめる女性の売買に対する有効な闘いはこれまでほとんど見られなかった。一般に認められているように、女性の人身売買が持つ国際的な性格とそこに関わる人間の数が非常に多いことから、この問題の法的取り組みは非常に込み入っている。ごく少数の例外はあるが、送り出し国も一時滞在国もまた到着国も、売買された女性を守るという責任を引き受けようとしなない。ほとんどの国は何よりもまず被害者の法的地位の違法性に関心を持ち、不法滞在とわかると即座に強制送還の対象にする。

74. 今のところ、女性の人身売買の定義について国際社会の合意は全くできていない。実際、人身売買は従来売春という面で概念化されてきたため、国際的女性運動の中でも国家間でも意見が大きく分かれる問題となっている。歴史的に、人身売買は「売春を目的にした女性の売買」で国境を越えるものと定義されてきたため、家事労働や結婚、搾取工場での労働を目的とする新しい形の人身売買は含まれていない。1994年、国連総会は人身売買を次のように定義した。「国内ないし国際的に人を不法かつ内密に移動させることで、たいていは発展途上国や経済が過渡期にある国々から、最終的には女性や少女を性的また経済的な抑圧と搾取の状態に強制的に送り込むものである。その目的はリクルーターや人身売買業者、犯罪組織ならびに人身売買に関連するその他の不法活動、すなわち強制的家事労働、偽の結婚、秘密の雇用、偽の養子縁組などで利益を得ることにある」(28)

75. 国連は 1949 年の「人身売買および売春による他者の搾取禁止条約」(1949 年条約)を通じて女性の人身売買と取り組んでいる。この 1949 年条約は、不明確で幅の広い用語が用いられ、強制施行のメカニズムも弱く、独自の廃止論の視点に立っているところから、広範囲の支持を得ることができず、加盟国も 70 ヶ国にとどまっている。ほとんどの政府や NGO は、今日の差し迫った現実に対応するため、国際基準を改正する必要があるという点で一致している。こうした改正には人身売買を定義し、女性の人身売買に関して国内、国際的行動の原則を確立する必要がある。残念ながら、女性運動はこの論議で大きく意見が分かれ、国際基準を変更する必要性と重要性に関して一致した国際的努力をとることができない。

76. 人身売買の大半は国境を越えることから、この現象とたたかう有効なメカニズムとしては国際基準とガイドラインしかない。長年、売買される女性の人権と勇敢に取り組んできた活動家や政府など、さまざまな陣営が女性の被害者救済の国際基準とメカニズムを共同でつくるという観点に立って、建設的な対話をはじめることが肝要である。

77. 女性の人身売買のパターンは、地域の状況の変化や需給カーブに似た市場開拓の可能性によって変わる。例えば、19 世紀の第一次産業化の波が起きた時、人身売買が増加した。加えて、人身売買業者は国際取引の新ルートを開発して国際取引を促進するために、一貫して技術的進歩を導入してきた。アメリカなど、インターネットが結婚市場における女性の人身売買にとって欠かせないものとなり、結婚ブローカーの宣伝だけでなく、花嫁として売買される女性や少女の紹介にも使われている。

78. 人身売買のルートは移民のルートと重なり、国際移民組織 (IOM) によると、貧困、有望な経済的機会がないこと、諸国間の格差、出身国の女性の周辺化などから生じるという。開発戦略としての観光促進も売春目的の女性の人身売買の広がりを助長している。観光産業の隆盛がその地域の人身売買の増加を招いた最近の例がケニアである。増加する観光客のために売春婦を供給する目的で、ウガンダから女性がケニアに引き寄せられている。インドの女性も同様に、エンターテイナーとして働くためにケニアへ行き、結局売春婦となっているという報告もある。

79. 女性の人身売買は南から北へだけでなく、地域や国内でも起きている。コロンビアには国内や地域内の女性を売買するためだけの売春ネットワークがあり、女性をベネズエラ、エクアドル、パナマへ女性を送り込んでいる。コロンビアには国際的規模の人身売買

業者もいて、コロンビアの女性をスペイン、ギリシャ、オランダ、ドイツ、ベルギー、アメリカ各国へ送っている。ブラジルにあるネットワークも大繁盛で、国内の鉱山や大規模な建設プロジェクトに売春目的の女性や少女の売買を行っている。

80. 売春目的の人身売買には二つの型がある。従来からある「二段階」パターンは、すでに売春を行っている女性を海外に売り飛ばすものだが、それより積極的な「一段階」パターンは村の女性や少女を直接狙って、海外で売春させるために売買する。エイズ感染への恐怖から年若い少女の需要が増えているところから、「一段階」パターンが優勢になりつつある。この場合はたいてい、隣人や親類が本人やその親に近づき、彼らを騙して「応諾」させる。

81. ある報告は売春目的の人身売買が増加する原因を以下のようにあげている。(29)

- (a) 人種差別、性差別、自民族中心主義のステロタイプを土台にした客が外国人の「様々な」売春婦を求める市場がある。
- (b) 女性を売春婦として搾取することから莫大な利益が上がるため、個人や犯罪組織は女性の売買に積極的に関与する。
- (c) 被害者の母国で女性の貧困化がすすみ、「リクルート」の対象はたえず供給される。
- (d) 国際開発銀行や融資機関が観光部門開発を公式政策として奨励しており、そこから女性にとってはきびしい社会経済的結果がもたらされる。
- (e) 組織化された国際的の人身売買ネットワークのデータ収集、情報提供、処罰にあたる有効な国際体制がないため、問題が表面化しない。
- (f) 密入国の出稼ぎ男性労働者の需要が女性売春婦の需要増を生み出している。

82. ある種の伝統的慣行が人身売買や奴隷なみのやり方を生み出している国もある。例えば、インドのデバダシ制度（処女を神に捧げる）はかつて全国で行われていた慣行だが、今も少女を神々に捧げる儀式的結婚として残っている。デバダシとなった女性はその後、経済的必要によってないし僧侶の手で売春宿に売られて売春を強いられることが多い。ネパールのデウキス制度も同様の慣行で、娘のいない金持ちが貧しい農村から若い娘を買い取り、自分の娘として寺に奉じる。こうした少女は結婚を禁じられ、たいてい「妾」や売春婦になる。1992年には1万7000人の少女がデウキスとして捧げられたと伝えられる。

(30)

83. 売春目的の女性のリクルートは、家族の同意の上で行われるという社会が少なくない。ネパール、バングラデシュ、ミャンマーなどの貧困家庭では、知らないまま娘を金で売って、それが娘を債務奴隷に追い込むという場合が少なくない。貧しい家庭は生き延びる道がほとんどないため、このような家族による破滅は驚くべき割合で増えつつある。さらに詐欺という手段で女性を売春目的でリクルートすることもある。女性は自分がやることになる仕事の種類や条件について間違った情報を与えられるのである。中欧や東欧各国の女性で、ウェイトレスや子どもの世話、家事労働者などの（偽の）契約を交わして、結局海外で売春を強いられる女性が多い。売春で雇われると知っている女性も、給料や条件でまされる例が頻繁に起きている。

84. ヤイ（19 歳）の例。(31) タイ南部のデパートで働いていたヤイは、今の仕事より給料がずっといい台湾の衣料工場での仕事の口を提供された。リクルーターはマレーシアの警察の高官で、ヤイの旅券を取り上げ台湾のビザを取得した。台湾に着くと、リクルーターはヤイに偽のマレーシア人旅券を渡し、それ以後ヤイは自分のタイの旅券を二度と見なかった。到着ロビーでヤイを出迎えた中国人男性は彼女をホテルに連れて行った。その夜、彼女はこの男にレイプされた。それ以後、ヤイは売春を強要され、日に 10 人から 20 人の客を取らされた。出ていくすべもなく、殴るぞと脅され、自分のサービスに対する報酬も全くもらえなかった。ヤイの客には台湾の警察の高官もいて、保護のお返しに無料で性的サービスを受けていた。

85. リクルートの方法として結婚も使われている。パキスタンへ女性を売るために、ベンガル人の業者やネットワークはイスラム教のハダッド法に触れないために被害者と結婚しなければならない。にもかかわらず、現在パキスタンではこの法律の下で 2500 人のバングラデシュの女性と子どもが拘留され、不法入国と「違法セックス」の罪に問われている。(32) インドの売春宿では 10 万人から 16 万人のネパール女性が働いているが、そのうちの少なくとも 35%は結婚や割のいい仕事を口実にインドに連れて来られた女性たちである。(33) ケニアの人身売買はほとんど被害者と業者との間で結婚や親切的な招待や仕事の口を装って行われているが、ナイジェリアには「マダム」とか「ママ・ロア」と呼ばれる仲介役の女性が存在する。ウガンダ東部の家族は娘をケニアの農場や家事労働者として働かせると業者に騙される一方、スリナムのクラブ経営者はブラジル女性一人当たり 500 ドル払っていると伝えられる。

86. フィリピンやコロンビアなどの発展途上国や東南アジアや東欧の女性たちは、西ヨー

ロッパ、北アメリカ、オーストラリア、日本などで広がる結婚市場にも売られている。日本には 700 人以上の結婚ブローカーがいる一方、アメリカにある結婚市場向けの企業数百社を通してすでに推定 2000 人から 5000 人のアメリカ人男性が妻を購入した。しかし、結婚市場についての認識が高まっているにもかかわらず、これを禁止したり規制する法律はなきに等しい。

87. 台湾では仲介業者におよそ 3000 ドル払えば若いベトナム人妻が買えるが、買い手の男性の中には貧しい農民や高齢者も含まれる。ベトナムの花嫁売買が成長しつつあるのは、北ベトナムの寒村からくる中国系の女性が、女性不足の村の中国人男性と結婚するため国境を超えて中国にやってくるからである。モザンビークの難民女性は仕事があるという約束で南アフリカに連れてこられ、南ア男性の妾や妻に売られている。ナイジェリアの売春婦となった 16 歳から 30 歳までの女性の 5000 人以上が、イタリア南部の農場労働者の妻として売られたと伝えられる。

88. 中国では農村部での女性の誘拐や売買が増加の一途をたどり、省や村によっては結婚の 30% や 90% が人身売買によるところも出ている。中国の山東省の治安担当者によれば、1990 年に同省で売買された女性は 1 万 3958 人に上るといふ。そのうち 3966 人が解放され、1690 人が奴隷売買の罪で逮捕された。江蘇省では 1986 年から 1988 年にかけて中国全土からきた 4 万 8100 人の女性が売買された。農村部での女性不足、息子が嫁を取って家を守るという伝統的考え方、結婚にかかる高い費用、強制的でない結婚の場合の結納など、すべてが中国の強制的結婚のための女性の売買を助長している。

89. リュウ・シュウラン（16 歳）の例。(34) 1989 年 1 月、江蘇省リンズ郡でリュウ・シュウランは 26 歳年上の男性と強制的に結婚させられた。結婚式の後、彼女は何度も逃げ出そうとしたが、その都度捕まり、夫に縛られ殴られた。夫は彼女の爪に針をさし込み、彼女は全身血塗れになった上、腕は太股ほどふくれあがった。郡女性連盟の関係者が介入しようとする、夫はわめきちらした。「一体どうしようというんだ。この女は俺のものだ。俺の小さな妹と交換したんだ」。

90. 人身売買された女性、特に売春目的で売られた女性を管理するため、業者がよく使うのは前借り制度である。借金を返済するまで逃げないように女性をアパートや工場、家中、売春宿に閉じこめることが多い。ミャンマーから来た女性や少女はたいてい一日に 6 人から 8 人に「サービス」して、売春宿の経営者に月 600 から 2500 オーストラリア・ド

ルの儲けをもたらす。そのうち彼女たちがもらうのは一日一ドルないし月 25 ドルである。ドミニカ共和国では、女性がリクルーターが要求する前金を払うため、女性は将来の収入や自分の家を抵当に借金することが多い。米ドルで数千ドルにも達するこの借金を払い終わらなければ、女性は辞めることができない。ケニアのいわゆるマッサージパーラーで働く女性は、24 時間交替で働かせられる上、わずか 25 セントしかもらえない。ウガンダからドバイや西ヨーロッパに売られた女性や、南アメリカや東欧から売られてイタリアの街頭で借金返済のために働く女性も同じ状況を伝えている。業者が金をすべて抑え込む場合もある。

91. 中欧や東欧でも世界の他の地域と同様、犯罪組織が女性の人身売買に関わっている。こうした場合、各国に拠点をもつ国際的犯罪組織は一国の法制度の枠を超えることが多い。
(E/CN.4/1997/47/Add.1)

92. 本特別報告者はとりわけ、売買される女性の報告の中に国の参加と共謀の程度の高さに関心を抱いている。あるバングラデシュの女性（30 歳）はこう語る。「・・・パキスタンへの国境を超えるまで私たちは警察に保護されてジャングルの人目につかない場所に連れて行かれました。国境警備の担当者はきれいな少女たちを手元におき性的虐待を加え、別の少女のグループが到着したところで釈放されたのです」(35)

93. ミャンマーとタイの役人も両国間の女性の人身売買に関わっていると伝えられる。「多くの場合、少女たちは制服警官の手で武装した車や警察車でタイへ連れて行かれたことを証言できる。タイに入国してしまうと、売春宿は警察に保護され後援を受けている。少女の一人が語るところでは、自分が働いていた売春宿ではどこでも警察官がいたと言う。経営者とは非常に親しそうで、たいてい制服姿で銃もウォークーキーも持ったままやってきた。少女たちを部屋に連れていったり、一晩中外に連れ出したりした。クロンヤイの警察は経営者との特別の取り決めによって少女を無料で連れ出せた」(36)

94. さらに、国境を超えるには賄賂がいることも多い。警察官はまた汚職と売買された女性に対する虐待とで悪名をはせている。ネパールの NGO によると、人身売買事件を起訴に持ち込む唯一の方法は、地元の警察を買収するしかないという。ネパール政府の地方公務員は、村の意識向上計画として村人に移民や人身売買について教えていた女性たちをうそつき呼ばわりし、人身売買など存在しないと主張してこの計画に水をさした。(37)

95. 出稼ぎの売春婦は特に警察官や入管担当者など国の役人の暴力にさらされやすいのは、彼女たちが不法滞在だったり、言葉ができなかったり法的知識がないためである。バングラデシュでは売春婦の「性的サービスを無料で引き出す」言い換えればレイプの広がりやが伝えられる。ボゴタの調査によると、11歳から14歳の少女の50%、15歳から40歳の女性の25%にとって警察官から虐待されたり強要されるのが最大の懸念であることが判明した。(38) インドでは売春は違法ではないが、ボンベイ警察は最近、売春宿の手入れを行って売春婦447人を逮捕し、強制的に拘留した。さらに、この女性たちは同意なしにエイズ検査その他の性病検査を受けさせられ、その後の医療措置はいっさい与えられなかった。

96. 上記の点から見ると、売春目的で売買される女性が経験する暴力と虐待が報告されない理由として以下があげられる。法的知識がなく法制度に自信がもてない、逮捕や法的制裁への恐れ、家族の扶養という経済的必要、巨額の債務、人身売買ネットワークの報復や強制送還への恐れ、言葉の壁。

97. ベルギーとオランダを例外として、目的地となった国々には、売春がらみの人身売買や奴隷的やり方について女性の警察への届け出を促進する法的システムができていない。これに加えて、女性が強制送還されたり自ら帰国しても、自国の政府からほとんど支援を受けられず、地元で再び犠牲にされる危険がある。

「自分の国に帰った後はとても辛かった。インド警察は私をネパール警察に引き渡し、ネパール警察は私を監察下におき家族を召還した。私には兄と姉がいるだけで、両親はすでに死んでいた。四カ月後、警察官は兄を呼び出し、私を引き渡すといったが、兄は嫌がった。私を助けてほしいと頼むと、兄はお前は売春婦だから家に連れていきたくないと言った。兄は私のことを姉にも教えていなかった。こうして私は二年間、監察下で暮らした。家族にはねつけられ、全く無力となった私は死んだほうがましだと思った」(39)

A. 人権侵害としての人身売買と強制売春

98. 上述のように、売買される女性が働かされる状況は、間違いなく奴隷ないし奴隷並みのやり方の範囲内にあるとみなされるべきである。少数集団の差別防止と保護小委員会の下にある現代の奴隷制作業部会は、人身売買を現代の奴隷制と定義づけ、優先項目のトップにあげている。どのような理由で女性が売買されるにせよ、彼女たちはしばしばレイプ

され、暴行を加えられ、肉体的に痛めつけられている。個々人を狙った拷問や被害者が属するコミュニティを無力化するための拷問でも同じ方法がとられ、人身売買業者が被害者に恐怖を与えて服従させるために暴力を行使するのと変わらない。

99. 人身売買に関連する女性の人権侵害は、送り出し国と受け入れ国の双方で起こる。国際的に国境を超えるという性格から、人身売買には二カ国以上が関わり、女性の人権保護を困難にしている。送り出し国では、国際的な移民促進が経済的利益を確保するとともに公式政策となっている場合もあり、外貨獲得につながる活動を低下させる誘因はほとんどない。フィリピン政府の場合、海外出稼ぎ労働者の送金額は 20 億ドルに達すると見られる。逆に、目的地となった国は、自国の国境内に不法居住者を置いておくにはコストがかかることから、売買された女性を本国に送還する以上のことをやる誘因は全くない。

100. 人身売買と闘う法的枠組みとして、一般的な国際的人権基準と人身売買に焦点をあてた特別の国際法制度とがある。国際労働機関(ILO) が定める基準と「移民労働者とその家族の権利保護条約」も女性の人身売買に関連するものである。しかし、女性の人身売買に関する法的義務の多くが、概して守られていないのは、国の責任に帰されるメカニズムがあまりに多様であることから来ている。女性の人身売買に関して中核となる国際的権威がなにもないため、ばらばらで効果のない取り組みしかできない。すでに述べたように、この問題に関する国際基準を見直す必要があるという点では、すでに国際社会の中で一般的合意はできている。

101. これとの関連で国連のユネスコは「女性の人身売買に反対する連合」と協力してイニシアチブを取り、あらゆる形態の女性の性的搾取撤廃条約の草案を作成した。加えて、世界女性人身売買反対連合は人身売買や強制労働、奴隷的慣行の被害者への待遇について最低限の基準をつくることを提案している。

B. 女性の人身売買に関する国内法

102. 人身売買に他の種類の女性に対する経済的、社会的搾取も含める努力が続けられてきたとはいえ、女性の人身売買と売春との結びつきは今も残っている。従って、人身売買の定義とその定義に基づく戦略もこの文脈で解釈される必要がある。

103. 国内法で売春と取り組む法的パラダイムとして四つの種類があげられる。すなわち、

禁止する、撤廃する、規制する、処罰の対象からはずすという四つの型である。禁止主義は売春に関わる全ての行為ないし女性自身も含めた行為者を処罰しようとする。女性、客、第三者を含め売春にかかわる者全てが法的処罰の対象となるが、国がこの法律を人身売買業者や客に適用することはめったにない。

104. 撤廃主義は女性の人身売買が初めて国際的に認識された 19 世紀に優位を占めていた。撤廃主義は売春に関する法律の削除を求め、売春婦と客との取り引きを犯罪行為とするよりもむしろ、ポン引きや売春宿の経営者、人身売買業者、政府といった第三者をターゲットとする戦略である。撤廃主義の長期的目標は売春の完全撤廃にある。だが、売春婦は被害者とみなされるため、撤廃の達成を求めるこの戦略は売春婦を処罰の対象からはずすことになる。1949 年条約は撤廃主義的な立場に立っているが、純粋に撤廃主義の政策を取っている国は一つもない。

105. 規制主義は 1800 年代まで西ヨーロッパで優位を占めた法的パラダイムで、今日でもチリやドイツといった国々に存在する。規制主義の特徴は国がいわゆる「必要悪」といわれるものを公式に大目にみるところにあり、政府の規制によって売春を管理しようとする。こうした規制はたいてい、法的に売春宿を認めるか、あるいは新しいやり方として税金とか健康診断の義務づけといった間接的な方法で政府による売春の管理をはかることになる。

106. 犯罪の対象からはずすというパラダイムは、売春を労働とみなし、売春や第三者による売春の搾取を犯罪とみなさない。非犯罪化主義の重点は売春そのものよりも強要や暴力にあって、労働法によって売春婦の労働条件や権利と取り組む道を探る。この立場に立つ人びとの中には、これは基本的に売春婦や人身売買の被害者立場が改善されるまでの短期的措置とみなす向きがある一方、長期的には売春を合法的職業として認めさせようと努力している人々もいる。

107. 売春が犯罪ではない国では、客引きを禁じているところが少なくない。英国の法律は袖引き、ぶらぶら歩き、道路の端に立つことを禁じて「街頭で営業する売春婦が社会に与える重大な生活妨害を防ぐ」ことをめざしている。ノルウェーは「下品なふるまい」を禁止し、ベルギーも「袖引き行為や売春目的の場所に人を連れていったり連れ出す行為、公衆の面前で言葉や身ぶりやサインや宣伝で悪徳を助長すること」を禁止している。コンドームの所持も客引きの証拠となる可能性がある。アイルランドや英国ではうろついたり

街頭に立つことを禁じる法律が売春婦に対する暴力の危険を増しているのは、売春婦たちがリスクを押し量ったり安全なセックスの交渉をする時間がないためである。こうした政策は売春を暴力と虐待が公式に取り上げられない私的領域に迫いやるものである。

108. 伝えられるところでは、出稼ぎ売春婦に労働許可を与えているのは、スリナム、アルバ島とキュラソー島（いずれもオランダ領アンティール諸島）だけで、これらの地域では政府が出稼ぎ労働者に一時的に売春婦として働くために合法的に入国できる計画を実施している。申請手続きは現地の入管と警察の手で行われ、申請する女性から料金は取らないが、搾取的な中間業者が介在していることがわかっている。

109. 欧州連合やアメリカ、カナダを含めほとんどの国は国境警備を重視し、不法入国に第三者の援助を禁止している。こうした規制は、外国人の密入国、不法入国の援助や幫助、偽の証明書の作成、違法労働者の雇用、違法の外国人の輸送、外国人密入国に結びつく財産の差し押さえや没収などを対象としている。不法入国したり不法滞在する移民は6カ月から2年までの禁固刑、罰金、強制送還によって罰せられる。ミャンマーやポーランドなど、許可や正式の証明書なしに出国することを法律で禁止している国もあるが、この場合は証明書のない出稼ぎ女性が行った先でもまた戻ってきた自国でも罰せられることになる。

110. 人身売買の被害者が売春に行き着くという特別の状況に法律は責任を負えないことが多く、多くの女性は売春禁止法の下で逮捕され処罰される。ドミニカ共和国からきた女性数百人が、ナイトクラブの手入れで逮捕され、現在もスイスとイタリアで拘留されたままである。

111. バングラデシュからインドに売られたハミダ（12歳）は、売春を強要された売春宿で警察官に繰り返しレイプされた後、逃亡した。彼女は売られてきた女性や少女の多くの末路を語る。ハミダはデリーのティハール刑務所に2年間「安全な監察下」に置かれた。逃げ出したかったが出口が見つからなかった。彼女をレイプした5人の監督は保釈された。今までのところ彼らは起訴されていない。3人の人身売買業者のうちの二人は裁判を受けていたが、検察官が何度も欠席するなど裁判は遅々として進まなかった。他方、ハミダの通訳を努めたただ一人の支援者が「被害者に対する同情的立場が目立つ」という理由で事件からはずされ、裁判所命令によってハミダとの接触も禁止された。彼女を両親のもとへ送り返す手はずはすべて内務省の指示がなければ行えない。2年前、バングラデシュ高等弁務官事務所は彼女を市民として受け入れることを拒否したが、現在では彼女はバングラ

デシュ人であると認められている。(40)

112. 国の法律が刑事裁判制度でどのように施行されているかによって、女性の人身売買の性格と規模が基本的に決まってくる。本特別報告者は中欧や東欧から西ヨーロッパに売られる女性の問題を知るためポーランドを訪れたが、そこで送り出し国の政策に関する有益な情報を得た(E/CN.4/1997/47/Add.1)。一つの事例はドイツの状況に関する重要な点を物語っている。(41)

113. タイ女性をリクルートして売春を強要したことに関するこの裁判は、11ヶ月後に人身売買の罪に問われた被告に無罪を言い渡した。被告らは売春を促進し女性を抱えたことでは有罪となったが、これは極めて処罰の軽い犯罪である。事件に関わる女性の中の二人の証言によれば、タイにいた時、ドイツのバーで働けば月に2000マルク稼げる、ゴーゴードダンスを踊って客に飲み物を勧めるだけでいいという約束でリクルートされた。ドイツへ向かう途中のデンマークでドイツ人男性と結婚を迫られた。ドイツに着くと、1万5000マルクの借金がある、売春をして返せと言われた。他の女性たちも似たような状況で、ウェイトレスや乳母の仕事があると言ってドイツに連れてこられた。

114. 裁判の当初から、判事は裁判が長引くとか山ほど案件を抱えていると苦情を言って全くやる気を見せなかった。審問の間中、判事は被告とその弁護士に友好的態度を示し、検察側や原告の弁護士にはあからさまに疑いの目を向けた。裁判官も被告とおなじ意見で、女性には他にどうしようもなかったという明白な証拠があるにもかかわらず、女性が無理強いされたとは信じなかった。加えて、裁判官はタイにいた時の女性の記録が、彼女たちが人身売買の被害者になり得るかどうかの決め手になるとみなしていた。反対尋問の際も、裁判官は何度も問題を予断で判断し、女性の過去を売春婦ときめつけるという戦略が繰り返されたのである。

115. タイ文化についての無知と通訳の難しさから、女性たちが出した証拠の信頼性がさらに低下してしまった。タイ政府がこの事件に何らの関心を示さなかったことも指摘する必要がある。タイ当局への数度にわたる証拠提出の要請も無視され、タイ警察官への尋問も認められなかったのである。

C. 人身売買と強制売春とたたかう国の戦略

116. 人身売買に取り組む国の戦略として見るべきものはほとんどない。NGO の圧力に応じて、オランダ政府は 1988 年、外国人法を改正し、訴追を追求する被害者の保護を加えた。その目的は以下にある。「・・・人身売買の疑いが少しでもあれば、女性は告発することを考える時間を与えられるべきである。そうした場合は、すべての司法手続きが完了するまでオランダ国内での滞在を認められるべきである」(42) 1993 年には、人身売買の訴追で証言する意志のある証人にも同じ保護が認められた。ベルギーにもこれに似たメカニズムがあり、売買された女性が業者を起訴する意志があれば、その間同国内での滞在を認めている。

117. オランダはさらに売春の回路をモニターするために大都市に特別警察部隊をつくった。これに加えて、アムステルダムでは 1993 年に特に売春と人身売買に取り組む特別部隊が設置されたが、この部隊は風紀犯罪取締り班の捜査員二名、外国人部局の担当者二名、助手捜査員一名、犯罪捜査と地域当局者各一名で構成されている。警察官による売春婦の虐待が広がっているところから、こうしたメカニズムの成功を評価する前に、さらなる情報が必要である。

118. ヨーロッパでは地域レベルで最近、人身売買に取り組むヨーロッパ組織がイニシアチブを発揮している。欧州議会は 1995 年 12 月、人身売買に関する報告と決議を満場一致で採択した。1996 年 6 月には欧州委員会が率先して専門家、NGO、学者、法執行当局者、入管当局者、政府代表、議会代表を集めて女性の人身売買問題への取り組みを示した。この会議では加盟国が採択すべき行動計画と勧告が作成された。1996 年 11 月、欧州審議会と欧州議会在がヨーロッパにおける人身売買問題に関する包括的な政策を打ち出すための提案を出した。ここで期待しているのは、人身売買や子どもの性的搾取と取り組む人々のための特別の刺激策と交流計画が早急に採用されることである。「STOP」と呼ばれるこの計画は、現在予算措置を待っている。

119. NGO の戦略は主として人身売買の被害者や女性移民と直接接触することを通して出てきた。女性の人身売買や強制売春は非合法で行われているため、どの程度広がっているかは依然として不明である。そこで、NGO 団体は事実の調査を優先させている。政府と NGO とが採用しているもう一つの戦略は、売買される前の被害者と目的国に着いたばかりなので被害者をターゲットにすることである。出国や入国の時点で直接接触したりポスタ

一を使って一般的情報を提供するというキャンペーンを行う。このキャンペーンの重点は行き先の国の情報や、起こりうる暴力と虐待、出稼ぎ労働者の権利、受けられる支援や援助についての情報を提供することにある。この戦略は実際的な介入戦略による防止措置と組み合わされる。送り出し国と受け入れ国の NGO 団体は、人身売買の女性被害者を助けるセンターを設立している。安全な場所、カウンセリング、人権擁護、ヘルスケア、法的援助、技能訓練などの支援サービスを通じて、女性が自分のコミュニティに戻るよう助けるためである。

120. 最後、NGO が行う重要な活動として、売買される女性に関する国の政策ややり方を変えるという長期的政策がある。オランダやベルギーでは NGO が人身売買に関する国の政策に影響を及ぼしているが、ロビー活動はまだ成功にいたっていない。

V. 女性移民労働者に対する暴力

121. 本特別報告者が受け取った出稼ぎ女性に関連する情報の大半は、家事労働者に対する暴力であることが顕著である。先の報告書（E/CN.4/1996/53）において、本特別報告者は家事労働者に対する暴力を家庭内暴力の一形態として取り上げたが、これは従来「私的」領域とされてきたところで起こる暴力だからである。だが、女性出稼ぎ労働者への暴力は、個々の加害者が被害者との家族関係もなければ正式の国の職務をもっているわけでもないことが多いため、コミュニティを基盤にした暴力としても存在する。女性への暴力の境界線がこのように曖昧なことがあらゆる形態の女性への暴力の広がりを示すものである。

122. 出稼ぎ女性は女性と移民という二重に無視される存在であるため、暴力と虐待にさらされやすい状況に簡単に身をおいてしまう。ほとんどの国で出稼ぎ女性は非公式の労働市場の圧倒的多数を占め、家事労働者、工場労働者、農業労働者として、またサービス産業の中で働いている。先にあげた女性の人身売買をもたらす状況と同じ状況が、女性の出稼ぎを促進しているのである。事実、売買される女性も自発的な出稼ぎ女性も、搾取、暴力、虐待といった共通の状況にたどりつく可能性がある。

123. 出稼ぎ女性はどこの社会構造でもほとんど無視される状況に置かれ、国がその状況をさらに悪化させ、黙認することも多い。例えば、サウジアラビアの家事労働者はすべて、到着した時点で旅券を提出しなければならない。この公式の国家政策によって雇用主は家事労働者の移動の自由を管理する権限を与えられるため、出稼ぎ女性はいっそう搾取と虐待にさらされやすくなる。「驚くほど大勢の女性が、はるか遠くから国境を超えて出稼ぎにくるが、与えられる仕事は給料が安い上に、私的領域の中で孤立し従属的地位に置かれ、心身の暴力の危険にさらされたり、経済的利益まで取り上げられてしまう」（43）

124. 規制をほとんど受けていない非公式部門は、女性の人権侵害が多発する場所である。英国では出稼ぎ女性の家事労働者に対する冷遇、虐待事件が2000件以上報告されている。（44）虐待の中には旅券を取り上げたり、契約変更の強制、給料不払い、食事を与えないとか栄養失調、医者や病院に行かせない、雇用主の家の中に監禁する、社会的な接触を禁止する、家からの手紙を押さえる、身体的、性的虐待などが含まれる。奴隷制反対協会は、海外から英国に送り込まれる家事労働者の状況を述べる中で、こうした虐待に「家庭内奴隷」というレッテルを貼っている。

125. 信頼できる統計は入手困難ではあるが、国際労働機関が 1996 年に出した報告によると、合法と非合法含めて約 150 万人のアジア人女性が海外で働いているという。フィリピンの場合、船員を除く不法労働者全体のほぼ 60%が女性である。スリランカのコロombo 国際空港で行った調査では、出国する出稼ぎ労働者の 84%が女性で、その女性の 94%は家事労働が目的であった。(45)

126. 欧州連合諸国では住み込みの家事労働が急速に増えつつあり、現在のところ規制の対象となる労働政策の外で発展している。需要増に对应しているのはほとんどが証明書をもたない出稼ぎ女性で、フィリピン、モロッコ、ペルー、ドミニカ、エリトリア、エチオピア、東欧諸国などから来ている。

127. 南アメリカとカリブ海地域には、家事労働者の出稼ぎは暴力と虐待の報告に満ちた長い歴史がある。パラグアイの首都アスンシオンでは、農村部から出てきた 15 歳から 18 歳の家事労働者がおよそ 1 万 5200 人いて、無料で働いている。少女のほとんどは給料の代わりに教育と衣食住があてがわれる。こうした取り決めは彼女たちを搾取と暴力にさらすものである。チリの農村女性の多くはテンポレラス（女性の臨時労働者）として国内出稼ぎとなって、輸出向け農産物工場で働く。この部門では非常にたくさんの人権侵害が報告されており、特に女性の組織化の権利が禁止されていらい侵害が増えた。さらに、テンポラレスは一日 12 時間から 14 時間労働を強いられ、労働条件は劣悪で、殺虫剤を大量に使う。しかも北側の諸国では禁止されたため南に輸出される殺虫剤が多く、保護策はほとんど取られていない。癌や先天性欠陥症、死亡など含め病気の率が異常に高いのも殺虫剤使用と結びついている。これに対して、チリ政府は労働者が十分用心しないからだと非難している。

128. コロンビアのフロリスティアス（輸出向け花産業で働く女性労働者）もやはり殺虫剤にさらされ、同様の状況と結末が伝えられている。グアテマラの国内出稼ぎ労働者は家事労働者となるかあるいはマキラス（衣料工場）で働く。絵画投資化を誘致するために、マキラスでは労働者の権利を保証する規制の外におかれ、女性は性暴力や嫌がらせ、強制的時間外労働、威嚇、概して劣悪な労働条件の下に置かれる。

129. モロッコでは農村出身の少女が都市の金持ちの家庭の家事労働者に差し出される。教育を与えまじな生活をさせてやるという約束は反故にされ、非人間的条件で働かされ、年季奉公を強いられる場合が多い。「養子奴隷」の場合はさらに悲惨な状況に置かれる。

これは裕福な家庭が労働させるという明白な目的で孤児の少女を養子にするもので、少女に対する身体的虐待が数多く報告されている。日本、マレーシア、カンボジア、シンガポールなど出稼ぎの家事労働者が多いアジア各国でも、こうした虐待がしばしば見られる。

130. 出稼ぎ労働者に大きく依存しているペルシャ湾の湾岸諸国では、約 600 万人の出稼ぎ労働者のうち家事労働者は推定 120 万人に及ぶ。この地域へ労働者を送り出しているのは主としてスリランカ、インドネシア、インド、フィリピンの各国である。サウジアラビア、クウェートなどでの暴力をとまなう非人間的状況は広く伝えられている。

131. 出稼ぎ女性の場合、規制も保護もない非公式の労働のため最低限の法的保護も受けることができない。多くの場合、労働法や社会福祉などを含む法律は出稼ぎ女性には適用されないのである。雇用主に従属した立場にあるため、暴力的扱いが理由で雇い主の元を離れた場合ですら、そのとたん受け入れ国の中で合法的居住権を失ってしまう。英国やマレーシアでは、出稼ぎ労働者が雇用主を変えることを許さない。これは「国家公認の年季奉公型搾取」と評されており、労働者は国を離れるかあるいは永住権を与えられるまで保証人のもとにとどまらざるを得ない。ビザの期限が切れた不法滞在の出稼ぎ女性は、不法滞在の理由に関わらず、また不法滞在だと自覚していようとまいと、厳しい処罰を受けることが多い。

132. ヘレン・サミュエルズの場合。(46) 栄養失調と身体的虐待、搾取を何年間も耐えたあげく、ヘレンは雇い主から逃げ出した。その時のヘレンの体重は 41 キロで栄養失調にかかっていた。身体中に鞭の跡や切り傷、かき傷が残っていた。雇い主を暴行で告発することには成功したが、その後不法滞在で強制送還の処分を受けた。彼女は 3 ヶ月の滞在許可しかもっていなかったのに、雇い主は 3 年以上も働かせていたのである。不法滞在者とされたヘレンは即刻強制送還された。

133. 法的地位に関してカギとなる問題は、虐待を受ける状況を逃れて他の雇用を探せる能力にある。出稼ぎ労働者の中でも特に家事労働者にはこうした自由はない。これに社会的な孤立が重なる。国によっては暴力を受ける出稼ぎ女性を支援し助けるメカニズムもあるが、移動の自由がない、言葉が分からない、そうした組織があることも知らないといった理由で出稼ぎ女性が利用できないことが多い。暴力を受ける出稼ぎの家事労働者の多くは、駐在大使館に保護を求めざるを得ないが、大使館のほとんどはこうした女性のニーズに応える適切な施設やプログラムは持っていない。例えば、ジェッダにあるインドネシア

大使館には一日平均 75 人の女性が庇護を求めてくるほか、クウェートの各国大使館には毎週 2000 人の海外からの出稼ぎ家事労働者が駆け込んでくる。1995 年 4 月には、クウェートにあるフィリピン大使館に 200 人以上の家事労働者が保護を求め、同じ月スリランカ大使館に来た出稼ぎ女性は 150 人を数えた。ある NGO は出稼ぎ女性が強制的労働を離れられない要因として以下をあげている。(a)他に仕事の口がない、(b)法律を知らない、特に労働者の権利について知識がない、(c)家族に対する財政的責任がある、家族を養わなければならない、(d)お金がない、(e)強制送還されるのが怖い、(f)自由に動けない、(g)証明書がない、(h)逮捕されるのが怖い、(i)人身売買業者や雇用主に暴力を振るわれる、(j)莫大な前借りがある、借金を払わないと家族への報復が恐ろしい、(k)仕返しが怖い。(47)

134. 給料の差し押さえもさほど目に見えないが同じよう強制力をもつ。ある調査では、ペルーのクスコの女性家事労働者の 13%が給料を全くもらっていなかった。(48) 1995 年、カリフォルニア州エルモンテの労働搾取工場では、タイ女性が大半を占める労働者を閉じこめるという人道に反するやり方がまかり通っていた。旅券を取り上げ、武装した警備員を配備して女性を奴隷のような状況で働かせていたのである。

135. 人種差別も国際的な家事労働者の売買をかき立てている。雇用の種類や給料は「国籍の等級制」によって決められると伝えられる。

136. 元家事労働者アリス (25 歳) の場合。(49) 技師の資格をもつフィリピン人のアリスは、土木技師の求人広告を出したリクルート機関に行き、プロとしての仕事を得る準備金として 2 万 1000 ペソ (約 450 ドル) 要求された。アリスの両親は地所の一部を抵当にして金を作り、アリスは就職することで残りの料金を払うことに同意した。面接を受けて合格したアリスはクウェートに向かった。クウェート市のリクルート代理店に到着したアリスは、そこで「フィリピン女性の仕事はメードだ」と告げられた。帰りたくても飛行機代がなく、借金を返す道もないアリスは、家事労働者としての契約にサインする他なかった。クウェート王家の一員である雇用主のもとで二年半、アリスは昼も夜も休みなしで働かされたのである。

A. 国際基準

137. 出稼ぎ労働者の保護に関しては、「すべての移民労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」が包括的な基準を設定している。残念ながら、1906 年 11 月の時点ではこ

の条約の批准国は7ヶ国にとどまり、いずれも出身国である。従ってこの条約はまだ施行されていないのだが、ここではとりわけ出稼ぎ女性に対する拷問を禁じ（第10条）、奴隷的ならびに強制労働から守る（第11条）ことを明記している。第16条では特に、「公務員ないし民間の個人によるものであれ、また集団ないし施設で行われるものであれ、暴力、身体的損傷、脅迫、威嚇を受けた女性に国が有効な保護」を与えるとしている。だが、この条約では出稼ぎ女性が売春や性的虐待にさらされやすいことには対処していないと批判する声もある。

138. この条約は報酬、医療、社会保証など出稼ぎ労働者の労働条件に関して最低限の基準を定めている（第25-30条）。出稼ぎ労働者が自らの経済的、社会的、文化的その他の利益を守るために組織化する権利があるとし（第40条）、国の教育や医療サービスを平等に受けることを保証している（第41条）。

B. 国の戦略

139. 女性への暴力が保護的政策の実施にまでいたった国もあるが、こうした政策は実際には女性にとって有害で、いっそう搾取にさらされる可能性がある。出稼ぎ家事労働者の労働条件が劣悪で、しばしば暴力を伴うところから、フィリピンは1988年に「メード売買」を禁止した。その後、フィリピンが受け入れ国との間で最低賃金や雇用期間などの条件改善に合意したことで、この取り引きは再建された。1995年の海外フィリピン人法でフィリピン政府は、出稼ぎ労働者の権利が保護されている国にのみ、出稼ぎ労働者を送ると定めた。さらに、未熟練労働者は虐待に最もさらされやすいと思われることから、出稼ぎの資格が与えられていない。

140. 送り出し国による出稼ぎ労働者の権利保護の政策によって、新しいリクルート市場が出現した。1982年、バングラデシュ政府は同国の女性だけが出稼ぎに行くことを禁止した。家事労働者の「道德規準が低い」ことを憂慮したからである。しかし、その結果、業者はそこで出た穴を即座に埋めるため、バングラデシュの男性との偽結婚を手配して、女性たちを国外に送り出したのである。クウェートの要請でこの禁止は1992年に撤回された。さらに、フィリピン人メードには最低月200ドル支払うことを義務づけるフィリピンの政策に対応すべく、バーレーンはエチオピアとエリトリアにリクルート機関を開設した。

141. メード斡旋を禁止する代わりに、家事労働の出稼ぎ女性の地位を改善する政策をと

っている送り出し国もある。例えば、身体的、性的虐待の危険を減らすために年齢の制限を設けるなどの措置である。インドネシアは中東に出稼ぎに行く女性を30歳以上と定め、この地域で働く家事労働者には言葉と文化の研修を義務づけている。スリランカ政府は1995年に海外雇用法を成立させ、出稼ぎに行く労働者に「登録証明書」の所持を義務づけた。これは雇用契約を提示しなければ発行されず、証明書なしでは出国できない。同法はさらに、出稼ぎ労働者の旅行費と医療費は海外の雇用主の負担と定めている。

142. 受け入れ国側にも「メード斡旋」に関してこれを奨励するものも制限するものも含めさまざまな政策がある。シンガポールは1978年、教育のある女性に対する正式雇用を促進するため、外国人家事メード計画を設置した。マレーシアでは家事労働者を性的暴力から守るため、片親がメードを雇うことを禁止している。しかし、この政策は片親であることと性的暴力との相関関係は明らかになっていないところから、誤解をものであるばかりか、シングルで働く母親のニーズに応えていないという欠陥がある。シンガポールは外国人メードの雇用に税金をかけているが、ここから生み出される年間1億4600万ドルは全く家事労働者の福祉のためには使われていない。受け入れ国の多くが採用する入管政策には出稼ぎを排斥する外国人嫌いが反映されており、不法滞在者には厳しい処罰が加えられるため、出稼ぎ労働者はますます雇用主に依存し、従って虐待や搾取に一層さらされるのである。

VI. 宗教的過激主義

143. 宗教的過激主義からくる女性への暴力は、世界中の多くの社会でみられるやっかいな現象である。これは一つの宗教や一つの集団をなす国々にのみ限定されるものではなく、多くの諸国でさまざまな形で存在する。本特別報告者は宗教的過激主義からくる女性への暴力を論ずるにあたって、それが実際に当事者である宗教によって容認されるものであるかどうかを見出すべく、宗教間の論議に踏み込む意図は毛頭ない。宗教そのものは人権侵害を容認しないという観点から、すべての宗教の中で人権学者たちが膨大な研究を行ってきたことは、本特別報告者の認識するところである。だからこそ、本特別報告者は最初の報告書で、世界の宗教はすべて、人権保護の精神に立っていることを認め、人為的な慣習や慣行が、往々にして宗教に名を借りて、女性に差別的になることがあるとしたのである。

144. こうした背景から、この報告書は宗教の教義をめぐる議論には関心がなく、特定の人為的慣行がもたらす結果のみを考慮し、政府に対して女性への暴力をとまなう慣行があればそれをなくすための立法、計画実施を促すものである。本特別報告者はこの訴えをするに当たって、女性への暴力撤廃条約が明確に述べていることを念頭においている。「国は女性への暴力を非難し、かつその責務を逃れるために習慣、伝統、宗教的配慮を引き合いに出すべきではない」（第4条）。

145. 本特別報告官は宗教的過激主義が招く女性への暴力について、アフガニスタンのある NGO から届いた報告を多くの例のひとつとして挙げることにする。(50) 「トルペキは幼い子どもを医者連れていった。子どもは下痢がひどく、一刻もはやく医者に見せる必要があった。トルペキはブルカをまとっていた。市場を通りかかった彼女に十代のタリバンの警備兵が目止めた。警備兵は彼女を呼び止めた。立ち止まれば、公衆の前に姿を見せたことで殴られることはわかっていて、急がなければ子どもが死ぬのではないかと恐くもあった。トルペキは駆け出した。タリバンの警備兵はカラシニコフ（銃）を彼女に向け、数回発射した。銃弾はトルペキに当たったが、彼女は死ななかった。人々が割ってはいい、彼女と子どもを医者連れていった。トルペキの家族はその後、タリバンの指導者に苦情を申し立てたが、悪いのは女の方がと取り合ってもらえなかった。まず第一に彼女は人前に顔を出すべきではなかった。そうした以上、止まれと命じられたら、逃げ出すべきではなかったというのである」

146. アフガニスタンのタリバン支配地域では、女性はタリバンが納得する理由がなけれ

ば家の外で働くことも、家を出ることも許されない。理由はどうあれ、路上にいるところを見とがめられれば、例えブルカを着ていても、鞭打たれたり殴られる危険がある。カンダハルから来たある女性が NGO に語ったところでは、タリバン支配区では教育も勉強も全くできないと言う。「学校や教育センターはすべて閉鎖されている。カンダハルには私の知る限り女の医者是一人もいないので、私たちは医者にかかることもできない・・・」

(51) カブールでは、ブルカを来ていては仕事ができないと報告したアフガン人看護婦を、タリバンのゲリラ兵が近くの木まで引きずって行って暴行を加えた。逃れようとした一人は床に押し倒され、両足にはさまれて棒で殴られた。

147. ハダド法で述べられているジナの罪もパキスタンでは実際に行使されており、国によって解釈される宗教的過激主義がよ女性への暴力にいたる一例である。パキスタンのハダド法の下ではレイプを立証するのはほとんど不可能であるし、立証されたとしても、その女性は姦通や姦淫の罪に問われる。目の不自由な少女サフィア・ビビの場合がまさにそれで、レイプを申し立てたこの少女は未成年でしかも妊娠していた。治安判事裁判所は法律で定めている四人の証人がいない以上、レイプは立証できなかったと判定した。従って、彼女はジナの法に触れたとされ、目の見えない少女に3年という重刑を宣告したのである。パキスタンの女性組織が全国的に動員をかけた結果、連邦イスラム裁判所と治安裁判所はこの判決を原理上の理由で撤回した。

148. 自分の身体に対する自主性や自分の着たいものを着る自由も、女性には制限している社会が少なくない。コミュニティの規範に逆らう女性は、暴力の的にされやすく、コミュニティは「この女にはそれがふさわしい」と思いがちである。こうした暴力はまた時に「女らしい」格好をしていない女性にも向けられる。国によってはこうしたいわゆる共同体の掟を国が監視している。イラン・イスラム共和国は女性の服装規定として「ヒジャブ・エ・イスラム」を制定し、これに従わない場合は重罪に処している。さらに、コミュニティ自身も住民に規定を踏みにじる女性に警告したり、捕らえようとするなどの義務を課して、自警することを奨励されている。逮捕された女性は75回の鞭打ちを受けるが、警察官の裁量で散々ののしられたあげく釈放されることもある。自由な服装をする女性に対する虐待行為は、政府も一定のコミュニティのメンバーにも聖典で認められたとして正当化されている。

149. 公衆の面前での鞭打ちや石投げは昔から処罰として行われてきたが、これは拷問禁止法の違反である。国際基準が広く認識されているにも関わらず、多くの社会で法律も裁

判所も今だにこうした処罰を男性にも女性にも加えている。女性の場合は、密通や姦通が多く、女性がコミュニティの道徳的境を超えたとみなされると罰せられる。こうした処罰は聖典の解釈に依存する律法学者によって正当化されるのである。

150. 未亡人に対する処遇が女性の人権を侵害している社会も多い。インドのある地域では、非常に暴力的な扱いが見られる。例えば、夫の葬儀で女性が焼身自殺するという歴史的な慣行（サティ）があり、サティの寺院は宗教的に賛美され、現在では法律で禁じられているにもかかわらず、いまだに大きな関心が寄せられている。ラジャスタンのデオララで有名になった事件として、ループ・カンワルとその24歳の夫の話がある。1987年9月、結婚後8ヶ月足らずで夫は死んだ。美しい花嫁衣装を着たループ・カンワルは、4000人が見守る中で、村の中心にしつらえられた葬儀場の台にのぼり夫の遺体とともに焼かれたのである。サティは英国統治下の1825年に禁止されていたところから、この事件は大きな波紋を呼び、インド政府はサティの賛美を防ぐサティ法を制定した。

151. だが、この事件をめぐる論議はインドのコミュニティにサティ文化を大目にみる部分があることを明確にした。サティ賛成派は、多くの非難を浴びながらも、サティは宗教的に認められると主張する。さらに、サティは非合法化されたとはいえ、国は今もなおインド各地でさまざまに残るサティ礼賛の儀式や慣行を大目に見ている。ループ・カンワルに焼身自殺させた彼女の家族の男性が、最近裁判で無罪となったことも、人々に懐疑の念を抱かせ、裁判制度がサティ法を有効に施行していないという印象を与えた。

152. キリスト教原理主義が伸びている国もいくつかあるが、これもある種の女性への暴力を正当化する風潮をつくり出している。アメリカの最高裁は、一定の条件の下で人工中絶を受ける権利を憲法で守られているとしているが、ある種のキリスト教集団が展開している行動主義は、憲法の下で保証された基本的人権を行使する女性に暴力をふるうことを正当化している。死の脅迫、ストーキング、放火などはこうした集団が使う暴力的戦術の一部だが、1996年以降は減少しつつあるしるしも見られる。すべてではないが州によってはこうしたやり方を処罰しようとしている。例えば、マサチューセッツ州では、1996年3月18日、中絶病院を訪れた二人の女性サノン・ロウニイ（25歳）とリー＝アン・ニコラス（38歳）を殺した罪でジョン・サルピが逮捕された。キリスト教原理主義集団はまた、女性の人権のために闘う人びとが達成したことを非難しようとする。アメリカのキリスト教連合の主なイデオログの一人であるパット・ロバートソンは最近、次のように述べた。

「フェミニストがめざすものは女性の平等の権利ではない。社会主義的で反家族的な政治

運動であって、女性が夫から離れ、子どもを殺し、魔術を行い、資本主義を破壊し、レスビアンになるよう奨励するのである」(52) こうした宗教に名を借りた女性活動家に対する「中傷発言」は、女性の人権を信じる人々の重大な関心事である。

153. 社会における女性の地位に関連する信仰体系は世界の宗教だけではない。多くの国で、世界宗教の経験の枠外で部族的な慣行がコミュニティの内部に存在し、女性に対し暴力を加えている。魔女殺しはさまざまな時代に世界のあらゆる地域で文化を超えて起きてきた。例えば、アフリカ南部やインド亜大陸では、魔女と信じられた女性が殺されている。インドのビハール州シングブハム地区では、こうした信心から毎年平均 200 人の女性が殺されている。(53) 被害者の大半は土地持ちの未亡人か望まない妊娠をした女性と見られる。

154. 本特別報告者はこの項目が女性にとって暴力的な文化的慣行を徹底的に調査したとか、その一部は宗教的過激主義に根があると主張するものではない。しかしながら、こうした慣行は本報告官の 3 年間の任期中に目に留まったものであり、国が積極的に対決する責任があるという重要な点を示しているのである。コミュニティに存在するこうした文化的慣行は、女性への暴力を招き、女性を貶めて屈辱を与え、従って人権を享受できないようにするのである。その擁護者が宗教的信仰と儀式に基づく行為だと主張したとしても、国はこうした慣行を撤廃する政策をとることを国際基準は求めている。

VII. 勧告

155. 国は女性の人権に関連する国際文書を留保なしに批准すべきである。コミュニティにおける女性への暴力に関連した条約としては、女性差別撤廃条約、国際人権規約、移民労働者とその家族の保護に関する国際条約がある。

156. 国は国際人権条約の中でも特に女性の人権に関して、あらゆる留保を撤回すべきである。

157. 国は国際および地域的人権条約の下で報告の義務を遵守すべきであり、また女性の地位、特に女性への暴力に関して、ジェンダーにとらわれないデータと情報を報告に含めるべきである。

158. 国はコミュニティにおける女性への暴力の問題に自国の刑事司法制度がいかに対処すべきかについて、情報や研修の交流を行うべきである。

レイプとセクシャルハラスメントを含む女性への性暴力

159. 国は性暴力に関する最近の研究とその成果を反映するよう刑法を修正すべきである。レイプを被害者の立場から定義することで、すべての性暴力を対象にできるようにするとともに、被害者の「承諾」に関連する微妙な問題も把握できるようにする。判決に関しても、暴力の加害者が応分に罰せられると共に、重罪を犯した者は厳罰を処せられるよう刑法を改正すべきである。

160. 国は刑法を改正してセクシャルハラスメントを犯罪とすべきである。加えて、教育施設や職場での平等に関連する立法や制度は、セクハラとたたかう項目もつくるべきである。教育や雇用を提供する団体や制度は、セクハラ被害者がきちんと話を聞いてもらえるようにする同時に、法に訴える道もそなえるべきである。

161. 国は証拠のルールをジェンダーの視点から見直し、法的に女性差別があると判明した場合は必ず、状況証拠のルールを改正すべきである。例えば、被害者が女性だという理由で補強証拠を求めるとか、被害者の過去の性行為を裁判中の事件とはなんの関連もないのに法廷に持ち込むことを認める、といったルールである。

162. 国は捜査と起訴の間、レイプ被害者の身元とプライバシーを保護する法的メカニズムを提供すべきである。こうした保護は関連立法の一部となる必要がある。

163. 不文法がある国におけるレイプに関して確証を必要とするような司法制度や、その他の法システムでの「名誉ある弁護」は、もしそれが女性を差別したり貶めるものであるなら、再検討して別の立法をはかるべきである。

164. 国は警察および司法のすべてのレベルでジェンダーに対し敏感になる意識化、意識向上のプログラムを実施し、こうしたプログラムを警察官の研修課程の一環とし、かつ裁判官の法律教育セミナーやワークショップでも続けるべきである。

165. 国は女性への暴力とたたかう態度をつくるよう学校のカリキュラムの改正に取り組むべきである。医療や法律教育においてもジェンダー教育、意識向上の」研修を義務づける必要がある。この点に関して、国はレイプやその他の暴力の被害に会った女性と働く医療関係者、特に国の法病理学者のジェンダー教育、意識化も実施すべきである。

166. 国は NGO と協力して、シェルターや法的援助、医療援助、カウンセリングを含む被害者支援サービスの予算を割り当てるべきである。こうした政策は、警察署や病院に「ワンストップ・センター」を設置することをめざし、女性の被害者が国と社会が提供するサービスを全面的に受けられるようにする必要がある。

167. 人身売買と強制売春

168. 国際社会は人身売買と売春に関する新たな国際基準をつくる話あいを始めるべきである。この国際基準は国の活動を確実に報告しかつモニターする国際的メカニズムを伴う必要がある。

169. 女性の国際的人身売買の問題は、地域と国際的な協力なしには根絶できない。国は率先してこの問題と取り組む努力を示し、人身売買に影響を受けている国の警察や裁判所の間の定期的な情報交換もその一環として行うべきである。

170. 受け入れ国の出入国管理政策は、弱い立場の女性がさらに無視されることのないよう改正されるべきである。加えて、売買された被害者を即時強制送還すれば業者は罰を受

けずに行動できるため、そうしたことが出来ないようにする必要がある。

171. 国はある種のマクロ経済政策が女性の失業率を引き上げ、人身売買や強制売春地域の主要な問題を招いていることを認識すべきである。社会的に無視された女性に別の職業、生計の道を与えられるような社会政策を打ち立てる必要がある。

172. 国は警察と司法にこの社会的問題の重要性に関心を持ち、これに対応できるような意識を持たせるべきである。女性特に強制売春を強いられる女性を貶める態度が、女性の人身売買を行う者を犯罪者として裁くことの妨げになってはならない。

173. NGOと協力して、国は人身売買と売春の被害者である女性に特別のサービスを提供すべきである。シェルター、医療および法的援助、訓練、カウンセリングは人身売買の女性被害者を支援する一般的プログラムの一部となるべきものである。

174. エイズやとくにエイズ感染者の女性についての意識化を含め、健康教育に関して国はプログラムを強化すべきである。医療施設は性行為感染症に関して女性の被害者の全般的ニーズに応えなければならない。

175. 女性の人身売買と強制売春のプロセスに見られる警察官や入管担当者の共謀とたたかうため、制度的メカニズムを作る必要がある。

出稼ぎ女性への暴力

176. すべての国は「出稼ぎ労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」を批准することが求められている。

177. 送り出し国は出先の大使館や領事館に出稼ぎデスクを置き、出稼ぎ労働者特に暴力の被害者を助けるべきである。加えて、送り出し国は出稼ぎ労働者のためのオリエンテーションを実施して、彼らが住むことになる国の基本的な言語や文化を教え、暴力に会った場合はどうするか情報を提供する必要がある。

178. 受け入れ国は出稼ぎ女性を虐待する雇用主を訴追すべきである。加えて、旅券の没収などによって出稼ぎ女性の立場を弱くするような法や規制は撤回する必要がある。また、

受け入れ国は NGO 団体の協力を得て、暴力の被害を受けた出稼ぎ労働者が女性にシェルターやカウンセリングのサービスを利用できるようにすべきである。入管当局は出稼ぎ労働者のニーズを十分理解し、出稼ぎという立場が虐待にさらされやすくしていることを留意すべきである。

179. 受け入れ国は出稼ぎ労働者を非人間的に扱う人種差別的な法律や態度を改め、移民とその国の国民との間に健全な関係ができるような戦略をたてる必要がある。

宗教的過激主義

180. 女性差別撤廃条約に述べられているように、国は慣習や宗教、伝統を引き合いに出して女性への暴力を正当化してはならず、全ての国と社会で国際人権文書を普遍的、不可分かつ相互依存的に適用すべきであり、国はこの誓約に固執すべきである。

181. 刑事手続きや刑事プロセスに関する法律は国際基準に合致すべきである。拷問、残酷で非人間的かつ屈辱的処遇や処罰は、レイプや家庭内暴力の有効な訴追を阻む法律と並んで、それらが宗教的解釈で容認される場合は、撤回すべきである。

182. 女性の人権を犯すようなコミュニティの伝統的慣行や儀式は、国が率先して廃止すべきである。態度や社会的慣行を変える助けとして、法律、教育、メディアなどを含む多角的な戦略を実施する必要がある。

183. 国は人権規範への誓約を明確にして、これを怠れば過激主義者の意見を助長し、女性への暴力を伴うコミュニティのしきたりの正当化につながることを認識すべきである。

女性への暴力とリプロダクティブ・ヘルス

184. 女性の性と生殖の権利に対する侵害はすべて認識され、根絶されるべきである。人口と開発に関するカイロ国際懐疑の行動計画および第四回世界女性会議の北京宣言と行動計画は、こうした討論の出発点となるべきである。女性の性と生殖の自律をめざす戦略を奨励しなければならない。

185. 女性の胎児に対する差別的中絶をなくすために、国は出産前の性別検査を法的に規制すべきである。息子を優先させ、女兒を貶めて性別で中絶したり、女兒を殺すといった慣習や慣行はなくさなければならない。

ポルノグラフィ

186. 新しい技術やコミュニケーション革命が女性への暴力に及ぼしている影響、国際社会での意識が高まっている今、女性への暴力がどのようにイメージされているかについて、調査研究を委託する必要がある。

187. 女性への暴力を永続化させるイメージとたたかう戦略を、言論と表現の自由を侵害せずに打ち立てるための国際的な話し合いを進めて、ポルノグラフィに関連する国際基準を作る必要がある。

188. NGO と協力の上で、国はある種のポルノグラフィは女性への暴力の範疇に入り、社会的に容認できないことについて意識を高めるよう努めるべきである。女性にとって暴力と虐待でしかない言論や表現を社会が容認しないよう、「中傷発言」の概念を発展させるべきである。

189. 国や研究機関、NGO 組織は定期的かつ組織的に女性への暴力に関するデータと統計を集め、この問題がどの程度広がっているかを計り、またこの問題を透明かつ目に見えるようにする必要がある。

190. 子どもの発達の良い時期に女性への暴力について敏感な態度が身につくよう、教育カリキュラムを改定する必要がある。

Notes

1/ The Special Rapporteur would like to thank Lisa Kois for her invaluable research assistance in the preparation of this report. In addition, research materials supplied by Rosanna Favero, Rebecca Cook, Fareeda Shaheed, Rahal Shaheed and Yasmin Tambiah and STV (The Foundation against Trafficking in Women)/Global Alliance against Trafficking in Women were extremely useful in preparing the report.

2/ Kabahenda Nyakabwa, What You Should Know About Rape: A Practical Guide for Africa and the Third World, 1994, p. 4 (citing Jane Parlez, "Kenyans do some soul searching after the rape of 71 schoolgirls", New York Times, 29 July 1991).

3/ Gail Abarbanel and Gloria Richman, "The rape victim", Rape Treatment Center, Santa Monica Hospital, 1989, p. 1. In: Crisis Intervention Book 2: The Practitioner's Sourcebook for Brief Therapy, Howard J. Parad and Libby G. Parad (eds.), Family Service America, Milwaukee, WI, 1990. A victim-survivor described her experience as "it's not just your body that's raped, it your whole life".

4/ Diana Scully and Joseph Marolla, "Riding the bull at Gilley's: Convicted rapists describe the rewards of rape", in Pauline B. Bart and Eileen Geil Moran (eds.), Violence Against Women: The Bloody Footprints, 1993, p. 42. According to one rapist interviewed in the study, "rape is a man's right. If a woman doesn't want to give it, the man should take it. Women have no right to say no. Women are made to have sex. It's all they are good for. Some women would rather take a beating, but they always give in; it's what they are for". Ibid.

5/ Nyakabwa, op. cit., p. 5.

6/ Lori L. Heise, Violence Against Women, The Hidden Health Burden, World Bank Discussion Paper No. 255, 1994, p. 10 (citing Walter DeKeseredy and Katherine Kelly, Personal Communication: Preliminary data from First National Study on Dating Violence in Canada, Family Violence Prevention Division, Department of Health and Welfare, Ottawa).

7/ T. Sima Gunawan and Rita A. Widiadana, "Rape, Violence Rock the Country", The Jakarta Post, Vol. 13, No. 093, 30 July 1995, p. 1.

8/ Heise, op. cit., p. 10 (citing Young-Hee Shim, Sexual Violence against Women in Korea: A Victimization Survey of Seoul Women, Seoul, 1992).

9/ Russian Association of Crisis Centres for Women, "Violence against women in Russia", a report for the NGO Forum of the Fourth World Conference on Women, Moscow, 1995, p. 1 (citing Boris Dolotin, quoting statistics from the Prosecutor General's Office, notably that 14,500 women were murdered by their partners or husbands).

10/ Heise, op. cit., p. 10 (citing Valerie Beattie, "Analysis of the Results of a Survey on Sexual Violence in the UK", 1992).

11/ Marybeth Roden, "A model secondary school date rape prevention program" in Dating Violence: Young Women in Danger, Barry Levy (ed.), Seal Press, 1991, p. 1.

- 12/ Abarbanel and Richman, op. cit., p. 3 (citing M.P. Ross, C.A. Gidycz and N. Wisniewski, "The Scope of Rape: Incidence and Prevalence of Sexual Aggression and Victimization in a National Sample of Higher Education Students", 55 Journal of Consulting and Clinical Psychology, 1987, pp. 162-170).
- 13/ Ibid., p. 27.
- 14/ Flavia, Journey to Justice: Procedures to Follow in a Rape Case, India, 1990.
- 15/ Beverley Balos and Mary Louise Fellows, Law and Violence against Women: Cases and Materials on Systems of Oppression, Durham, NC, 1994, pp. 357-369 (citing Bell Hooks, Ain't I a Woman: Black Women And Feminism, 1981).
- 16/ Ibid., p. 421 (citing Susan Estrich, "Rape", 95 Yale Law Journal 1087).
- 17/ Ibid., p. 486 (citing Catharine MacKinnon, Toward a Feminist Theory of the State, 1989).
- 18/ Department of Justice and the Institute of Criminology, New Zealand, Rape Study, Vol. 1, "A Discussion of Law and Practice", 1983, p. 109.
- 19/ Human Rights Tribune, March/April 1994. The full text of the judge's report is available on the Internet at hr.women and unhr.news.
- 20/ Paul A. Bauer and Brian H. Kleiner, "Understanding and managing sexual harassment", Equal Opportunities International, vol. 14, No. 6/7, 1995, pp. 24-36.
- 21/ Ibid.
- 22/ Ibid.
- 23/ Jill Earnshaw and Marilyn J. Davidson, "Remedying sexual harassment via industrial tribunal claims: An investigation of the legal and psychological process", Personnel Review, vol. 23, No. 8, 1994, pp. 3-16.
- 24/ Russian Association of Crisis Centres for Women, op. cit., p. 3.
- 25/ Ibid., p. 21.
- 26/ Fic, op. cit., p. 24.
- 27/ "One in seven young Japanese women sexually harassed", The Reuter Library Report, London, 20 March 1993.
- 28/ General Assembly resolution 49/166 of 23 December 1994; see also the report of the Secretary-General on traffic in women and girls (A/50/369) of 24 August 1995.
- 29/ Licia Brussa, Survey of Prostitution, Migration and Traffic in Women: History and Current Situation, European Union, EG/PROST (91) 2, p. 42.

30/ Meena Poudel, "Trafficking in Women in Nepal", International Movement Against Discrimination and Racism Review for Research and Action, May 1994, p. 2.

31/ Marjan Wijers and Lin Lap-Chew, Trafficking in Women, Forced Labour and Slavery-Like Practices in Marriage, Domestic Labour and Prostitution (preliminary report), Utrecht, October 1966, p. 45.

32/ Human Rights Watch, The Global Report on Women's Human Rights: Bangladesh Women and Girls trafficked into Pakistan, New York, 1995.

33/ Wijers and Lin, op. cit., p. 83.

34/ Ibid., p. 51.

35/ Ibid., p. 197 (citing Lawyers for Human Rights and Legal Aid, The Flesh Trade: report on Women's and Children's Trafficking in Pakistan, Karachi, 1991).

36/ Ibid., p. 107.

37/ Ibid., p. 45.

38/ Ibid., p. 79 (citing La Prostitución en el Sector Chapinero de Santa Fé de Bogotá, Cámara de Comercio de Bogotá, Colombia, 1992).

39/ Ibid., p. 87.

40/ Ibid., p. 108 (citing Bangladesh National Women Lawyers Association, Impact Report, December 1991 to June 1995).

41/ Ibid., op. cit., p. 116 (citing Kobdul Rayanakorn, Special Study on Laws relating to Prostitution and Trafficking, Foundation for Women, Bangkok, 1995; Elvira Niesner, Estrella Anonuevo and Petchara Songsiengchai-Fenzl, A Woman's Dignity is Inviolable: a Trial on Trafficking in Women, research project commissioned by the German Federal Ministry for Women and Youth, Frankfurter Institut für Frauenforschung, Frankfurt, 1991).

42/ Wijers and Lin, op. cit., p. 21.

43/ Joan Fitzpatrick, "Challenging boundaries: Gendered aspects of migration", unpublished document submitted to the Special Rapporteur, p. 9.

44/ Wijers and Lin, op. cit., p. 61 (citing KALAYAAN, "Justice for overseas domestic workers: 1995 slavery still alive", conference paper, London 1995).

45/ Ibid., p. 35 (citing Lin Lean Lim and Nana Oishi, International Labour Migration of Asian Women, Distinctive Characteristics and Policy Concerns (ILO, Geneva, February 1996)).

46/ Ibid., p. 60.

47/ Ibid., p. 61.

48/ Fitzpatrick, op. cit., p. 1 (citing Sarah Radcliffe, "Mountains, maidens and migration: Gender and mobility in Peru", in Sylvia Chand (ed), Gender and Migration in Developing Countries, London, 1992, p. 30).

49/ Wijers and Lin, op. cit., p. 64 (citing Bridget Anderson, Living and Working Conditions of Overseas Domestic Workers in the European Union, report for STV, Utrecht, the Netherlands, July 1996).

50/ Amnesty International, Grave Abuses in the Name of Religion, London, November 1996, p. 12.

51/ Ibid.

52/ Pat Robertson, The New World Order, 1991, p. 227.

53/ Margaret Schuler (ed.), Freedom from Violence: Women's Strategies from Around the World, UNIFEM, New York, 1992, pp. 80-81.

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>